

市民と歩む議会機能向上特別委員会
報 告 書
(案)

令和 8 年 月

大船渡市議会

◎ 目 次

1	市民と歩む議会機能向上特別委員会報告書について	3
2	各部会の調査・研究事項	3
3	経過	4
4	政策サイクル検討部会報告書	7
5	定数等検討部会報告書	35
6	広報・広聴検討部会報告書	79

1 市民と歩む議会機能向上特別委員会報告書について

大船渡市議会では、これまでも議会機能の向上を図るため、基本的な議決に関する条例や大船渡市議会基本条例を制定するとともに、東日本大震災からの復興に当たっては、復興対策特別委員会におけるPDCAサイクル※を活用した調査・検証と政策提言を行うなど、市民目線に立った議会活動の充実に取り組んできた。

また、地方自治法の改正により、地方議会は多様な民意を集約し、住民福祉の向上を目指して地方公共団体の重要な意思決定を行う役割を担うことが明確に位置付けられ、議会には、政策立案機能及び監視機能の一層の充実が求められている。

一方、本市においては、人口減少や少子高齢化の進行に伴う地域社会の変化に加え、令和6年の大船渡市議会議員一般選挙が無投票となるなど、議会を取り巻く環境も大きく変化している。

このような状況の中で、多様な市民の意見を市政に反映し、将来にわたり議会としての役割を十分に果たしていくためには、これからの時代にふさわしい議会の在り方について不断の検討を重ねていくことが重要である。

このことから、大船渡市議会は、令和6年9月に市民と歩む議会機能向上特別委員会を設置し、政策サイクル検討部会、定数等検討部会及び広報・広聴検討部会の3つの部会において、それぞれの所管事項について調査・研究を進めてきた。

この度、各部会における調査・研究の成果を委員会として取りまとめ、当市議会が目指すべき取組の方向性を示すべき報告書として、ここに提出するものである。

2 各部会の調査・研究事項

名称	調査・研究事項
政策サイクル 検討部会	・ 政策提言、政策立案、議員発議の体系化に関すること。 ・ 政策サイクルの仕組みと実施効果の検討に関すること。 ・ 政策サイクルの検証としての予算審査への反映に関すること。
定数等 検討部会	・ 定数・報酬を活動量（議会機能・常任委員会提言活動）と人口減少からの調査・検討に関すること。 ・ 他議会比較（現状把握）と市民意見聴取に関すること。 ・ 専門家による考え方・先進事例と報酬の原価方式に関すること。
広報・広聴 検討部会	・ 議会報告会の開催方法の検討に関すること。 ・ SNS発信・議会DXの推進に関すること。 ・ 大船渡市議会基本条例（平成28年大船渡市条例第50号）の条文の改訂に関すること。

※ PDCAサイクル：PDCAサイクルとは、「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の一つです。

3 経過

(1) 全体会

開催日	内 容
R6. 9. 26	・ 正副委員長の互選 ・ 閉会中の継続調査の申出について ・ 市民と歩む議会機能向上特別委員会設置要綱の制定について ・ 部会の構成について
R6. 11. 28	・ 今後の取組について 特別委員会設置の背景や趣旨について、伊藤議長から説明 今後の取組の方向性やスケジュールについての協議
R6. 12. 19	・ 研修「大船渡市議会議員定数等検討委員会調査報告書（令和6年2月作成）について」 前任期中に設置された大船渡市議会議員定数等検討委員会「調査報告書」について、船野章委員長、伊藤力也副委員長から説明
R7. 2. 13	・ 研修「議会改革の到達点と課題～「住民自治の根幹」としての議会を作動させる～について」 外部講師を招聘しての研修 講師：江藤俊昭氏（大正大学地域創生学部公共政策学科教授） 内容：議会改革の到達点と課題～「住民自治の根幹」としての議会を作動させる～」
R7. 5. 23	・ 今後の取組について 令和7年度の取組内容についての協議
R7. 6. 24	・ 今後の取組について 各部会の取組状況等についての共有 全体会（7月11日開催）の開催についての協議
R7. 7. 11	・ 研修「大船渡市議会市民と歩む議会機能向上特別委員会の取組について」 外部講師を招聘しての研修 講師：江藤俊昭氏（大正大学地域創生学部公共政策学科教授） 内容：大船渡市議会市民と歩む議会機能向上特別委員会の取組についてのヒアリング及び助言
R7. 12. 24	・ 中間報告 ・ 今後の取組について 各部会の取組状況についての情報共有

開催日	内 容
R8. 6. 23	・ 今後の取組について - 今後のスケジュールについての協議 - 全体会の開催についての協議
R8. 6. 30	・ 今後の取組について - 今後のスケジュールについて及び市民懇談会の実施についての協議
R8. 7. 8	・ 政策サイクル検討部会報告書について ・ 定数等検討部会報告書について ・ 広報・ 広聴検討部会報告書について ・ 報告書全体について ・ 市民の皆さんと語る会の開催日程及び広報について
R8. 7. 21	・ 定数等検討部会報告書について ・ 広報・ 広聴検討部会報告書について ・ 報告書全体について ・ パブリックコメントの実施について
R8. 7. 27	・ 市民のみなさんと語る会について

(2) 幹事会

開催日	内 容
R6. 10. 29	・ 今後の取組について ・ 特別委員会の会議記録について - 今後の取組内容及び会議記録の調整方法について協議
R6. 11, 7	・ 今後の取組について - 今後の取組の方向性やスケジュールについて協議
R6. 11. 22	・ 今後の取組について - 今後の取組の方向性やスケジュール、全体会（11 月 28 日開催）の運営について協議
R6. 12. 17	・ 全体会（12 月 19 日招集）の運営について
R7. 2. 7	・ 全体会（2 月 13 日招集）の運営について
R7. 5. 19	・ 今後の取組について - 令和 7 年度の取組内容についての協議
R7. 6. 13	・ 今後の取組について - 各部会の取組状況等についての共有及び今後の取組の進め方についての協議

開催日	内 容
R7. 11. 10	・ 中間報告について 全体会の開催についての協議
R7. 12. 3	・ 今後の取組について 全体会（12 月 26 日開催）の運営についての協議
R8. 5. 26	・ 今後の取組について 今後のスケジュールについての協議
R8. 6. 15	・ 今後の取組について 今後のスケジュール、市民懇談会及びパブリックコメントの実施についての協議
R8. 6. 29	・ 今後の取組について 今後のスケジュール、市民懇談会の実施及び全体会の開催についての協議
R8. 7. 1	・ 各部会からの報告書について ・ 市民懇談について ・ 全体会の運営について
R8. 7. 6	・ 市民のみなさんと語る会の開催日程及び広報について
R8. 7. 15	・ 各部会からの報告書について ・ 全体会の運営について ・ パブリックコメントについて
R8. 7. 21	・ 定数等検討部会報告書について ・ 報告書全体について
R8. 7. 24	・ 市民のみなさんと語る会について

政策サイクル検討部会

市民と歩む議会機能向上特別委員会 政策サイクル検討部会報告書

1 目的

政策サイクル検討部会では、市議会における政策提言、政策立案、議員発議の体系化に関すること、政策サイクルの仕組みと実施効果の検討に関すること、政策サイクルの検証としての決算審査に関すること、また政策提言の予算への反映に関することについて研究を行うことを目的とし、調査活動を実施した。

2 経過

開催日	内 容
R6. 9. 26	・ 正副部会長の互選
R6. 11. 28	・ 今後の取組について 有識者による研修に向けた事前準備及び意見交換
R6. 12. 19	・ 今後の取組について 有識者による研修の振り返り
R7. 2. 6	・ 今後の取組について 部会長が要約した江藤俊昭教授の文献を基に意見交換
R7. 2. 27	・ 来年度の取組について 2月26日の大規模林野火災発生に伴い中止
R7. 5. 28	・ 今後の取組について 今年度のスケジュール確認
R7. 6. 17	・ 行政視察について
R7. 7. 11	・ 全体会の振り返りについて ・ 行政視察について
R7. 7. 25	奥州市議会行政視察
R7. 8. 4	・ 行政視察の振り返りについて
R7. 8. 26	・ 決算審査の方法について
R7. 10. 27	・ 議員アンケートについて
R7. 11. 10	・ 政策提言後の検証について ・ 行政視察について
R7. 11. 27	・ 議員アンケートについて
R7. 12. 10	・ 中間報告について ・ 行政視察について

R7. 12. 22	・ 中間報告について
R8. 1. 6	・ 全体会の振り返り ・ 行政視察について
R8. 1. 14	一関市議会行政視察
R8. 1. 23	・ 行政視察の振り返り
R8. 2. 12	・ 市議会常任委員会からの提言後の対応について （当局との意見交換：企画調整課） ・ 予算編成の流れについて（当局との意見交換：財政課） ・ 意見交換の振り返り
R8. 4. 22	・ 報告書の作成について
R8. 5. 8	・ 例規の検証について ・ 政策提言の決議について
R8. 5. 28	・ 委員会代表質問について ・ 常任委員会のスケジュールについて ・ 例規の整備について
R8. 6. 8	・ 提言後の検証の流れについて ・ 常任委員会のスケジュールについて ・ 実施条例の制定について
R8. 6. 16	・ 委員会代表質問の流れについて ・ 決算審査に係る附帯決議の調整について ・ 政策提言のスケジュールについて ・ 実施条例の内容について
R8. 6. 22	・ 報告書（案）について ・ 実施条例（案）について
R8. 6. 25	・ 報告書（案）について ・ 実施条例（案）について
R8. 6. 30	・ 報告書（案）について

3 調査活動

(1) 政策サイクルの全体像について

市民福祉の向上に向けて大船渡市が取り組む様々な政策について、議会がどのように関わっていくのか、全体像を整理する。

政策とは、市政課題の解決に向けた取組の方針である。政策で掲げた方針を実行するために、地方自治体では、条例の制定や改廃、組織体制の見直し、国等への要望活動、予算を編成しての事業の実施といった様々な活動を行う。従来の地方自治で思い浮かべる姿は、政策を定めて実現に向けた事業を立案・事業化(実行)・成果の評価をする主体は首長をリーダーとする執行機関であり、地方議会は執行機関から提案される予算案をはじめとする立案を、チェックして承認するものとする。

これからの大船渡市議会の目指す政策との関わり方を、全体研修や先進事例の調査をふまえ、図1に整理した。執行機関が行っている様々な事業の立案・事業化・評価を繰り返すサイクルに対して、その事務事業をいかに行っているのか否か、行われている事業は市民福祉の向上に寄与しているか否かを、議会は議案の審査や委員会での調査活動、一般質問等を通じて監視と検証を行う。そして、執行機関への質疑や議員間での討議を経て、事業に対する評価や政策に不十分があった場合の立案を行う。評価結果や立案内容は、議決をすることにより、議会の総意として整理した上で提言につなげる。

議会で行う一連の活動は、市民と深くかかわる必要がある。地域で何が起こっていて、政策として解決すべきことは何か、政策を推進するための真に必要な事業

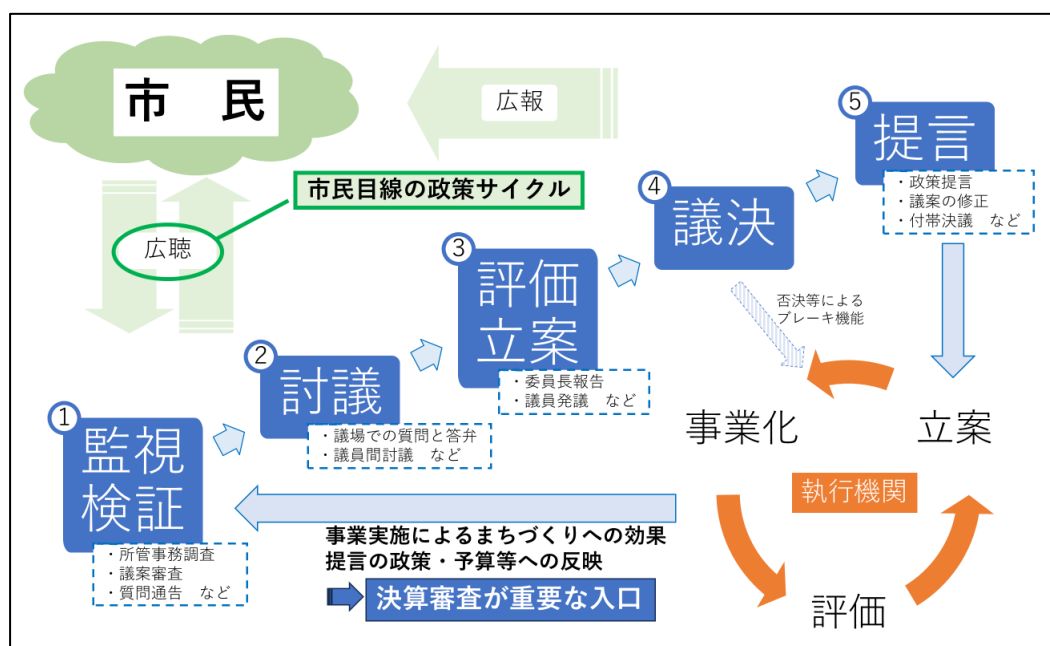


図1 政策サイクルの全体像

はどのようなものかを、広聴によりの確に把握する。そして公開された議会での議論を通じて、政策の方向性や立案された事業の考え方、議会がどのように評価して何を提言したかを、市民に広く知ってもらうことが大切である。

執行機関で行われている政策サイクルに、公開された場での議論を通じて、市民目線を組み込んだ政策のサイクルを確立する。この一連のサイクルを大船渡市議会が目指す姿と位置付けて、現状の把握と目指す姿の実現に向けた改革の方向性について、部会にて調査・研究を展開した。

(2) 政策サイクル確立に向けた議会運営について

ア 議会基本条例をはじめとする例規の検証

大船渡市議会における政策提言に向けた活動については、大船渡市議会基本条例第 12 条に、第 13 条には提言に向けて常任委員会の担う役割について規定している。

【大船渡市議会基本条例（抜粋）】

(議会機能の強化)

第 12 条 議会は、政策の立案及び提言に関する機能が十分発揮できるよう効率的な運営に努めるとともに議会機能の強化を図るものとする。

2 議会は、議員相互の自由な討議を尽くして合意形成を図り、共通認識を深めるため必要に応じて協議の場を開催するものとする。

3 議会は、必要に応じて他の自治体の議会と政策及び政策運営について意見の交換を行い、交流及び連携を図るものとする。

4 市政の課題に関する調査のため必要があるときは、知識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(委員会の活動)

第 13 条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査・調査するとともに、委員会を適切に設置し、活用するものとする。

2 委員会は、市政課題の所管事務調査を実施し、政策立案・政策提言に結びつくよう努め、委員長は、必要に応じて各委員会間の調整を図るものとする。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、又は市政課題に対応するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。

4 委員会の運営等は、別に条例で定める。

議会基本条例及びその他大船渡市議会で定めている各種規定を整理したところ、図 2 のとおりであった。大船渡市議会から執行機関に対して政策に関する提言は、常任委員会、会派、そして災害発生時の 3 つのルートに分類される。大船渡市議会における政策提言の契機は、東日本大震災からの復旧・復興を図ることを目的に設置された、災害復興対策特別委員会(平成 28 年から復興特別委員会)における提言活動であった。東日本大震災の発災直後から令和 4 年 3 月 2 日の解散に至るまで、延べ 12 回、493 項目に及ぶ提言書を市長に提出するとともに、提言内容を取りまとめる中での常任委員会を構成単位とする、部会での議員間討議の活用、定期的に行われた提言への対応状況の執行機関への確認といった、全国各地の市議会の中でも提言から検証に至る一連の過程をつくる先進的な取組を行っており、市議会からの政策提言は、常任委員会における所管事務調査と、調査結果に基づく政策提言活動へ引き継がれた。

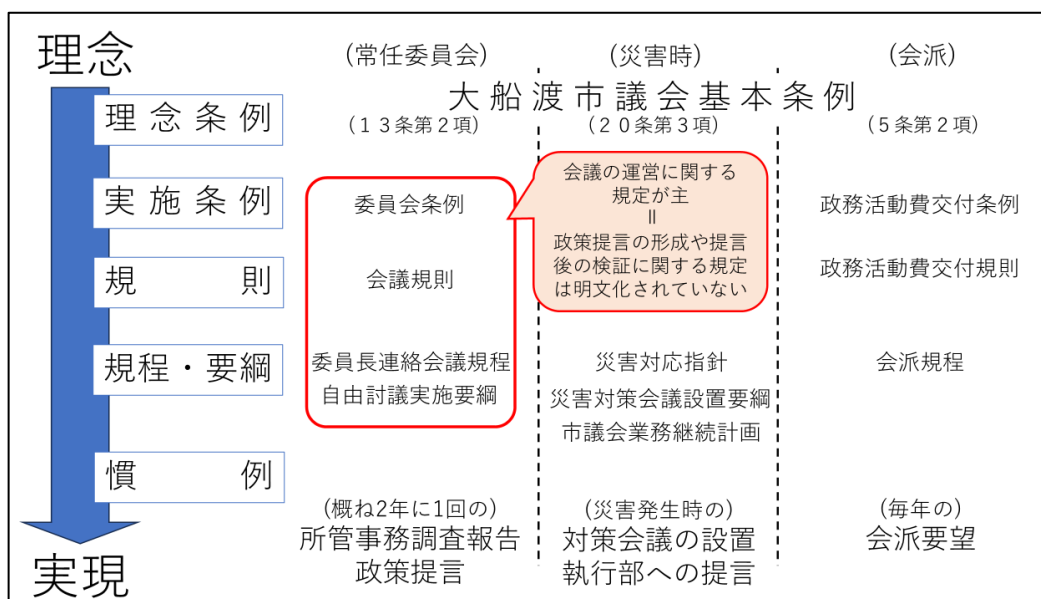


図2 大船渡市議会における政策提言に関する現行例規の整理

常任委員会の提言活動に着目して研究を重ねたところ、大船渡市議会においては委員会の所掌事務や会議運営に関する条例・規則等は整備されているが、政策提言に向けた具体的な考え方や実施方法についての規定はなく、議会基本条例の理念を実現するためのルール整備に取り組む必要性を確認した。つまり、これまで慣例的に行われていた、常任委員会での所管事務調査に基づく政策提言活動について、市民や執行機関、議員に対して、議会基本条例で掲げた理念

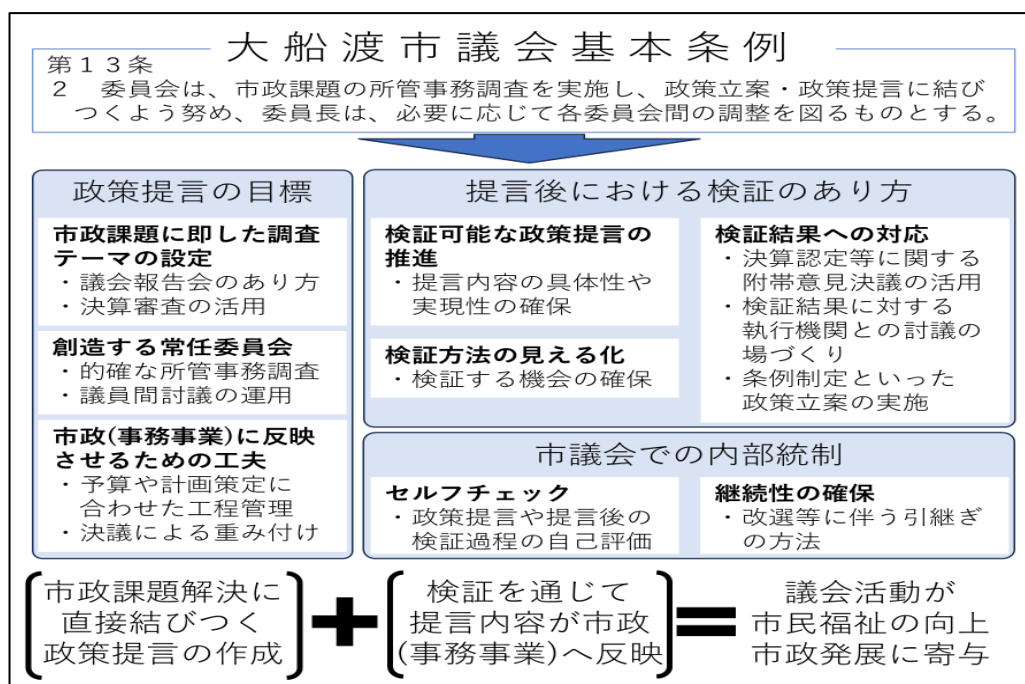


図3 大船渡市議会基本条例に基づく政策提言の具体化

の実現に向けて、大船渡市議会がどのように取り組んでいくのか、実施に向けた具体の条例や指針の制定が必要である。

市議会における政策提言に関する一連の取組を、指針等により明文化して整備している、岩手県奥州市議会や一関市議会への視察を通じて、大船渡市議会基本条例に基づく政策提言の具体化に向けて、整えるべき事項を図3のとおり整理し、具体の整備案として別紙のとおり「(仮称)大船渡市議会政策立案・提言に関する条例」の原案を作成した。

イ 政策提言に向けた常任委員会のスケジュール

大船渡市議会では、常任委員会での所管事務調査に基づく政策提言を行ってきた。提言の時期については、あらかじめ取り決めている明確なルールは無く、慣例として、表1で示すとおり平成30年以降においては、常任委員会の任期終了に近い時期（10月下旬から4月下旬）に、議会から市長へ提言書を提出する場合が比較的多い状況であった。

表1 平成30年以降の大船渡市議会からの政策提言(常任委員会所管)の実施日

年	提言日	年	提言日
平成30年	4月27日	令和5年	2月28日
令和元年	10月28日	令和6年	3月12日
令和2年	—	令和7年	—
令和3年	10月22日	令和8年	1月9日、4月30日
令和4年	4月28日		

一方、大船渡市企画政策部企画調整課及び総務部財政課から、執行機関での次年度当初予算編成にかかる大枠の流れについて説明を受けたところ、任期終了に近い時期に実施する政策提言は、次年度の当初予算への反映が時間的制約により、困難であることが明らかとなった。大船渡市における次年度当初予算の編成に当たっては、大船渡市総合計画実施計画に登載する事業を執行機関各部署が庁内調整を行い、並行して事務事業評価に基づいて9月頃に策定する行政経営方針に沿って、予算編成作業が本格化する。

したがって、市議会から政策提言をする時期は、総合計画実施計画登載事業の調整や、事務事業評価結果を取りまとめている6月をめどに実施しなければ、次年度当初予算への反映は難しいと考えられる。

加えて、6月に提言することで、同年度内に執行機関に対し、提言に対しての反映状況の検証も行うことが可能となる。(図4参照)

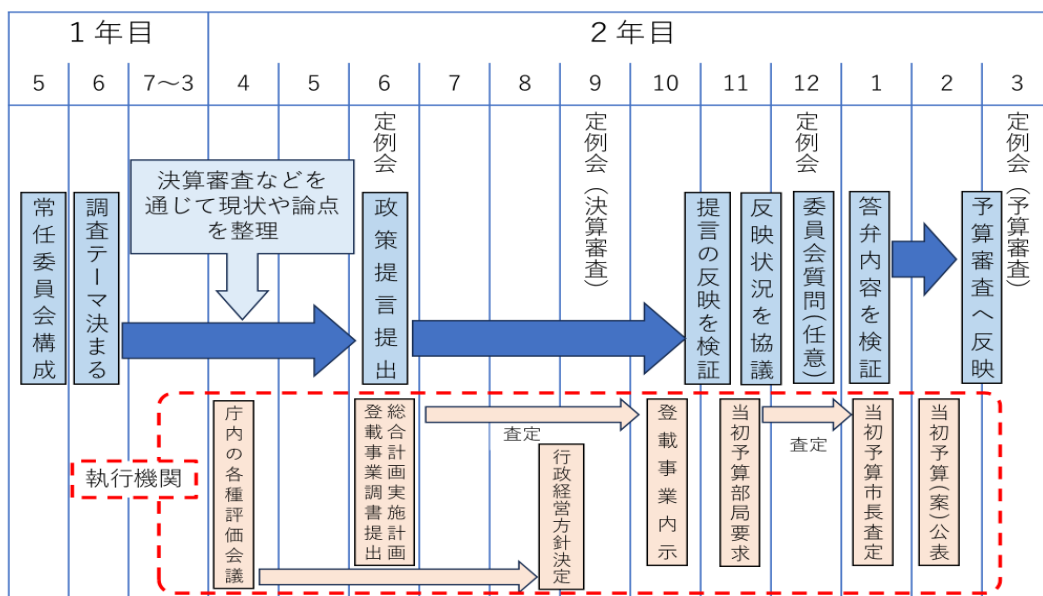


図4 常任委員会と執行機関のスケジュールのイメージ

ウ 政策提言を決議する必要性

大船渡市議会において、平成30年以降に行われている常任委員会の所管事務調査に基づく政策提言は、各常任委員会において提言(案)を調製した後、市議会全員協議会での協議を経て、副議長及び各常任委員長が同席して、議長から市長に手交されている。

政策提言の取扱いについて、行政視察で訪問した一関市議会においては、議決することで議会意思決定としての重み付け、議場という広く市民に見える場で提言することを目的に、政策提言書を決議案として議会で議決し、議場において市長等に政策提言書を手交する方法を用いている。

以上を踏まえ、政策提言を議決する必要性について部会で討議した結果、次のような意見が出された。政策提言は決議案として議会で諮り、議決した上で提出すべきとの結論に至った。

- ・ 政策提言については、これまでも所管事務調査を通じ、議会として提言をしてきた。ただ、当局がどのような受け止め方をしているのかについては、企画調整課との意見交換時、我々が検証できるような形のものにはなっていなかったと理解した。提言に当たっては議会として決議をすることによって、担当部局に提出しているのではなく、市長へ提出しているということをしっかり受け止めてもらうためにも、議会の決議を経て提出し、その次に検証を行うという政策サイクルを回していくことが、これから重要となるので、決議することが必要と考える。
- ・ 議会として決議をして、より一層重みを持たせた上で、執行機関にしっかりと対応していただき、それを市民に知ってもらう観点から、決議は必

要だと思う。

- ・ 特に検証を想定しての政策提言という中では、しっかりと決議を諮り、議会としての意思形成をする必要がある。加えて、議会は様々な主義主張を持った議員の集まりでもあるので、しっかりと最後に意思を表明する機会の担保という視点からも、決議を取る形がよいと考える。

(3) 決算審査について

ア 県内他市議会との比較

政策提言につながる所管事務調査を行うための調査事項を検討するためには、大船渡市にどのような課題があり、それに対して市ではどのような取組を行っているか、的確に把握するための監視と検証を行う必要がある。その機能を果たす役割として、当部会では前年度の事務事業を包括して審査できる決算審査に着目した。

大船渡市議会では、決算審査は議長を除く全員で構成する特別委員会を設置し、一堂に会する形式にて、全2日間の日程で審査している。1日目は款別質疑として、歳入全般及び歳出は款ごとに、答弁を含めて1人15分で執行機関に対して事務事業の状況を質疑する。2日目は総括質疑として、1人30分で決算全般に対して質疑する。総括質疑終了後、間を置かず討論及び採決が行われ、委員会を閉会している。

決算審査の実施状況について、岩手県内他市議会(中核市である盛岡市を除く)との比較を行ったところ、大船渡市議会は決算審査の期間が相対的に短いことが明らかとなった(表2参照)。また、採決までの間に討論内容や賛否の検討・調整を可能とする休会日の設定についても、設定している市議会が多い一方、大船渡市議会は設定していないことが明らかとなった(表3参照)。

表2 岩手県内市議会(盛岡市除く)における歳出決算額と決算審査特別委員会の開催日数のクロス集計表

※正副委員長互選のみの開催は除く ※令和6年9月開催の会議 開催日数(全体会・分科会の合計)	6日以上	八幡平市	滝沢市		奥州市
	5日	二戸市			一関市
	4日		宮古市 遠野市	北上市	
	3日	陸前高田市	釜石市		花巻市
	2日		大船渡市 久慈市		
		200億円未満	200～400億円	400～600億円	600億円以上

令和5年度一般会計歳出決算額

表3 岩手県内市議会(盛岡市除く)における歳出決算額と
休会日設定状況のクロス集計表

※令和6年9月開催の会議 初回質疑から採決までの休会日数	10日間以上		滝沢市	北上市	
	6～9日間	二戸市	宮古市		奥州市 一関市
	1～5日間	八幡平市	遠野市		
	休会日なし	陸前高田市	大船渡市 久慈市 釜石市		花巻市
		200億円未満	200～400億円	400～600億円	600億円以上

令和5年度一般会計歳出決算額

イ 現職議員へのアンケート調査

決算審査についての現状を明らかにするため、令和7年11月4日から19日までを調査期間とし、現職大船渡市議会議員を対象に無記名式にてアンケート調査を実施した。

調査の結果、審査日数については「本議会の規模、内容に鑑み、適当である」との理由から現行の2日間を支持する意見もあった。しかし、「現状の日数では議論が深まっていない感は非常にある」、「2日間の審議を受け各議員見直しする事により新たな疑問点が見つかる」といった理由により、図5で示したとおり、現行より長い会期での審査を必要と考える議員が、全体の過半数となっていることが明らかとなった。

また分科会の設置については、表4で示したように、設置に対して肯定的な回答が過半数に達していた。なお、設置に肯定的な回答をした議員に対して質問した分科会の構成については、常任委員会と同じ構成との回答が全員であった。

調査においては、決算審査が各種の議員活動にどのように反映されているかに関する項目も設定した。一般質問や議案審査への活用に対しては、回答者の75%が活かしている、との結果であった。一方、常任委員会の所管事務調査・政策提言の議論で活用していると回答した割合は20%に留まっていた。部会で目指す政策サイクルの全体像(図1)において重要な機能として位置付けた決算審査が、常任委員会での所管事務調査に基づく政策提言と関連されていない現状が明らかとなった。

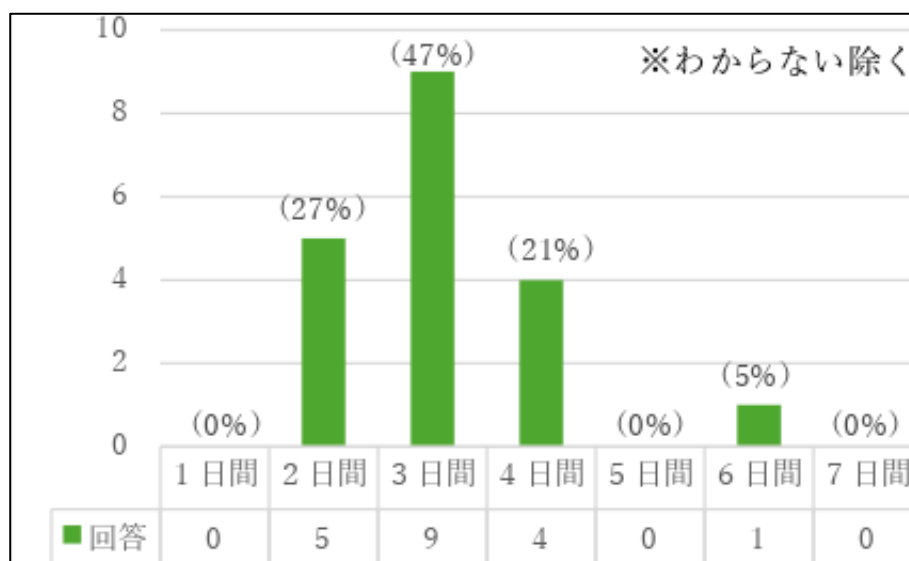


図5 適切だと考える審査日数（大船渡市議会議員アンケート結果）

表4 分科会設置に関する回答（大船渡市議会議員アンケート結果）

	回答数	割合	合計 55%
①当局への質疑及び議員間討議を行うために分科会を設置したほうがよい	4人	20%	
②当局への質疑は分科会で行い、議員間討議は全体のみで行うほうがよい	1人	5%	
③当局への質疑は全体のみで行い、議員間討議を行うための分科会を設置したほうがよい	6人	30%	
④全ての質疑・議員間討議を全体で行い、分科会の設置はしなくてよい	7人	35%	
⑤わからない	2人	10%	
計	20人	100%	

ウ 議員間討議の必要性

政策サイクルにつながる決算審査の在り方について、部会にて検討を進める中で、執行機関との質疑を踏まえて、議員間で決算認定の是非や認定に当たっての附帯意見について議論する「議員間討議」の必要性が強調された。現在の大船渡市議会における決算審査は、個々の議員からの質疑または討論にて執行機関の事務事業に対して意見を述べている状況となっている。議場における現在のやりとりでは、一議員の意思表示の域を超えることはできず、議会として執行機関へ示す評価は賛否の数以外の要素がない。評価を具体的に示すためには、決算認定に関する附帯意見書の発議といった方法が必要となり、発議に向けての見解の整理を行うための議員間討議が不可欠となる。

また、執行機関との質疑を終了した後、決算認定すべきか否かについての思

考と議論の余地が限られている点も見直しが必要である。質疑終了後に間髪入れずに採決となる場合、質疑内容の整理や、議員が追加の調査を行う時間的余裕がない他、民主主義を支える重要な要素である話し合いの機会を喪失する。執行機関との質疑終了から採決までの間に、思考と議論の余地をつくる必要がある。加えて、議会としての見解を整理する過程において市政課題が明確となり、常任委員会や特別委員会における、所管事務調査に基づく政策提言の調査テーマ設定の精緻化に寄与する。

以上の理由から、決算審査における議員間討議の充実が必要との方向性となった。そして、議員間討議を機能させるためには、現在の大船渡市議会において、全体会のための構成となっている決算審査特別委員会に、常任委員会と同じ構成とする分科会を設置し、採決に向けて思考と議論を可能とする期間を設けるべき、との結論に至った。

エ 附帯意見の作成

分科会を設置して議員間討議を機能させる結果として、議会としての評価結果を明らかにするための決算認定に関する附帯意見の発議が行われることが想定される。分科会での議論を含めた会議日程の検討、分科会間の調整を行うことを加味した決算審査特別委員会の構成について検討を重ねた結果、図6に示す流れが適当、との結論に至った。

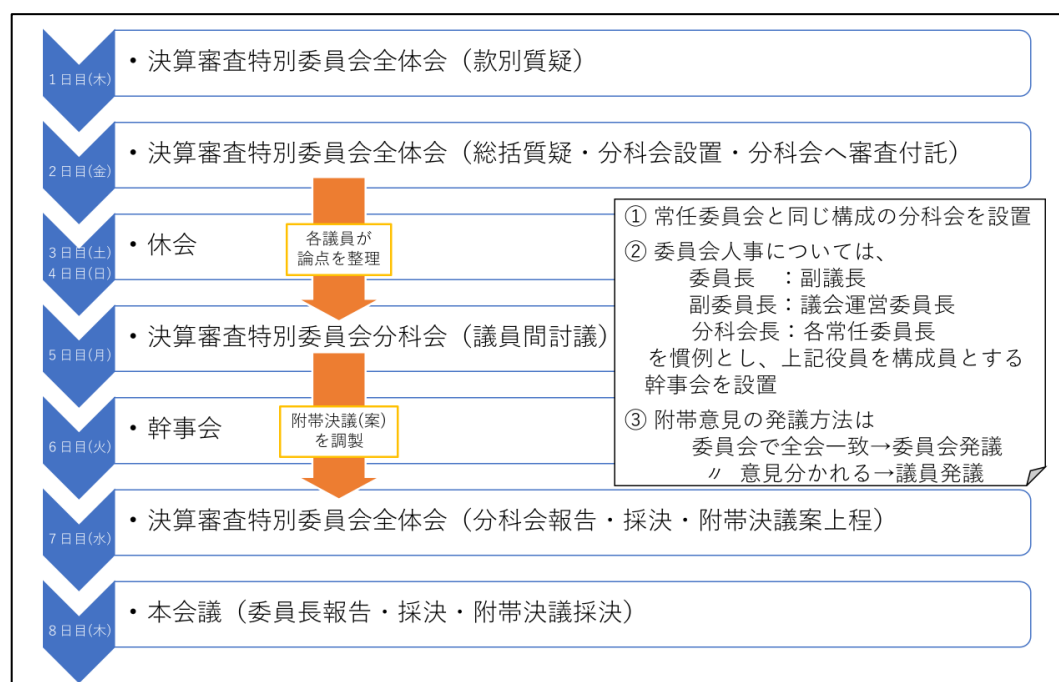


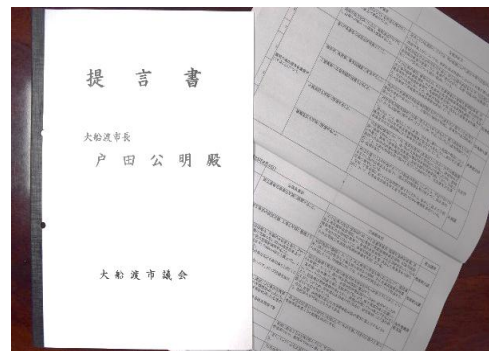
図6 決算審査の流れ

(4) 政策提言後の検証について

ア 現状の政策提言の取扱い

大船渡市議会からの政策提言の取扱い方について、現状では明確なルールがない。つまり、政策提言をもって常任委員会の調査活動は終結しており、提言が事務事業にいかに反映されているか、市民福祉の向上にいかに寄与したか、明らかにできていない現状である。

過去に実施していた東日本大震災復興特別委員会からの総計 493 項目に及ぶ提言については、項目ごとに対応状況を 4 段階に分類して示した調書が執行機関から提出され、定期的な検証が行われていた(写真参照)。上記と同様の執行機関からの調書は、毎年 10 月頃に行われている、市内各行政区から



(写真)提言と対応状況に関する調書

の次年度予算要望(地区要望)や、市議会各会派からの次年度予算要望(会派要望)においても提供されている。一方、常任委員会における所管事務調査に基づく政策提言に対しては、対応状況を具体的に示す調書の提出は行われていない。

政策提言に対する執行機関の現状の対応について、大船渡市企画政策部企画調整課と意見交換を実施したところ、次の事項が明らかになった。

- ・ 提言受領時の対応は市長、副市長、教育長の三役、提言内容に関わる関係部長等が出席の上、提言内容等の説明を受ける。その後、その場にて市側、議会側とで意見交換、場合によっては市の対応等について説明する。
- ・ 提言受領後の対応は、提言内容に関わる関係部長等が、それぞれ所属課長等に提言事項を伝達するとともに、施策及び事業への反映、実現の可能性等について、研究または検討することを指示する。検討の結果、反映が可能となった提言事項等については、それぞれ課等において、予算要求等の必要な措置を実施する。
- ・ 常任委員会からの政策提言は、不定期に行われており、不定期に対応・報告するとなると、執行機関の各課での事務の部分も、受けたら検討しなければいけない、該当するためにいつまでにしなければいけないというような形で、ある程度の負担が生じる。決まったルールができるのであれば、そこにのっとることは十分可能かと考えられる。

以上を踏まえると、政策提言が事務事業に反映されているかを検証し、政策サイクルを完成するためには、市議会が政策提言をいつ頃に執行機関へ提出するのか、提言提出後に市議会は執行機関に対し、いつ何を求めるのか、ルール

を明らかにすることで、提言後に行う検証活動を可能にする必要がある、との結論に至った。

イ 他議会での取組

政策提言の検証に向けた取組を進める地方議会もあることから、先進地視察を岩手県奥州市議会及び一関市議会の協力を得て実施した。

奥州市議会では、令和元年５月に「政策立案等に関するガイドライン」を策定し、市議会からの政策提言を体系的に行う取組を展開している。行政計画の改定を見据えたテーマ設定を行うこと、有用性と実現性を確保するために提言案に関する意見聴取を行うこと等、提言作成にあたっての議会の動きを具体的に明記していた。特に、提言した政策のフォローアップとして、過去の提言を常任委員会単位で施策への反映の適否や進捗の適否を事後調査・評価することを定めており、加えて、評価結果を踏まえた執行機関に対する是正措置に関するルール化まで言及している取組については、大船渡市議会での政策サイクル推進の検討にあたり参考となるものであった。

一関市議会では、令和５年１０月に「政策提言等の実施に関する指針」を策定している。奥州市議会と同様、政策提言作成に当たってのポイントを明確に示すとともに提言後の調査・検証の重要性と方法を明らかにしている。特に、提言後の調査・検証の方法として常任委員会の代表質問で質す旨への言及については、大船渡市議会での政策提言後の検証方法の検討に新たな視点を得ることができた。

政策提言の検証に向けての他市議会の取組は、大船渡市議会における政策提言の検証に向けての論点の整理や方向性を定めるための重要な知見となった。一方、視察した奥州市議会、一関市議会においても、政策提言の検証について具体的に取組方針を定めたのは令和以降であって、年数は決して長いわけではない。そのため、大船渡市議会における政策提言の検証に向けた取組を具体的に検討するに当たっては、他市議会の方法に依拠するのみではなく、有効な取組を創造する必要性もある、フロンティアを進む挑戦となることも明らかとなった。

ウ 検証に向けた改革の方向性

政策提言後の検証に向けた改革の方向性は、提言が次年度の事務事業への反映に足る内容及び時期に行われることを前提として、執行機関において事務事業への反映の適否の検討が概ね完了する時期に、市議会から対応状況の報告と議論を行える環境を整備するものとの結論となった。

また、今回の調査研究は決算審査を入口として政策サイクルの構築に向けて

取り組んだものであるが、予算審査においても同様のことが考察される。

方向性を具体にする方法を検討した結果、先述した事項も含めて次のとおりとなる。

- ① 政策提言は、議会としての意思決定であることを明らかにするため発議により、決議して市長へ提出する
- ② 執行機関における次年度予算調製に間に合うよう、政策提言は6月に市長へ提出する（政策提言の決議は例年6月に開会している第2回定例会で採決）
- ③ 政策提言に対する対応状況について、行政経営方針等が確定し、次年度当初予算の部局要求が締め切られた後を想定し、提言を提出した年の11月をめぐりに報告を求め、全員協議会にて執行機関からの説明を受け、質疑を行う
- ④ 政策提言に対する対応状況に関する全員協議会の後、対応状況及び執行機関との議論の結果について各常任委員会での議員間討議を通じて総括する
- ⑤ 常任委員会での総括の結果、必要に応じて、議会追加の調査活動や条例案の提出をはじめとする、政策提言の実現に向けた取組を行う

エ 委員会質問制度の導入

政策提言後の検証の方向性を検討する中で、合理的な理由なく、執行機関が事務事業に提言内容を反映していない場合、常任委員会の対応の在り方についての検討が必要となった。その一環として、委員会質問制度の導入を提案する。

委員会質問制度は、政策提言を事務事業に反映できていないことへの論点を常任委員会で整理した上で、執行機関の見解を明らかにし、議会における議論を市民に知ってもらう機会を創出することを目的とする。

なお、委員会質問の導入については、政策提言の検証機会を新たに創出するに当たって、まずは全員協議会での議論をしっかりと行っていく中で、委員会質問は別の機会に検討してはどうか、不十分な検討による委員会質問が行われるのではないかと、といった慎重な意見も挙げられた。

慎重な意見も踏まえて検討した制度の骨子は次のとおりである。

- ① 委員会質問は、常任委員会で実施の必要性について、政策提言に対する対応状況に関する全員協議会での議論を踏まえ、十分に協議した上で実施する
- ② 委員会質問の実施時期は、例年12月に開会する第4回定例会の本会議初日とする
- ③ 質問事項は事前に執行機関へ通告することとし、通告の内容は常任委員会で協議・決定する
- ④ 委員会質問の通告期限は一般質問の通告期限に先行し、質問内容重複を防ぐ

ため、委員会質問の通告内容は全議員に公開する

- ⑤ 登壇者による質問及び再質問については答弁を含めて 30 分以内とする
- ⑥ 同じ常任委員会に所属する議員の関連質問を可能とし、一問一答方式にて、複数名の質問を可とするが、答弁を含めて総じて 20 分以内とする
- ⑦ その他、通告の様式、一問一答方式をはじめとする一連の流れは、一般質問に準じる
- ⑧ 委員会質問における質問者の一般質問の実施は可とする

4 総括

人口減少や行政課題の複雑化といった社会環境の変化を踏まえ、議会には従来の枠組みにとらわれない新たな役割が求められている。こうした状況に対応するためには、これまでの課題を明確にし、その改善策を示すとともに、将来に向けた議会のあるべき姿を具体的に示していく必要がある。

これまでの大船渡市議会における活動を振り返る中で、積み重ねてきた政策提言が、提言後の検証の在り方が体系化されていないという課題認識を出発点として調査活動を進めたものである。議会がその役割を十分に果たし、大船渡市のまちづくりに市議会が必要と市民に捉えられるためには、政策の提言から検証へと至る一連の政策サイクルを確立し、そのサイクルを継続していくことが重要であるとの認識の下、具体の議会改革の方針を調査してきた。

この調査過程においては、議会自らが変革していく必要性を強く認識するとともに、執行機関との関係においても、取組の批評をするだけ、地域の実情を伝えるだけではなく、主体的に市民福祉の向上や将来に希望あふれる地域づくりにつながる具体的な政策の形成に取り組む議会の姿勢をつくっていく重要性が確認された。

そのためには、常任委員会の充実が重要である。特に委員構成については、議論を深め、検証する価値のある政策提言の作成を進める観点から、現在の大船渡市議会における各常任委員会の定数(6～7名)を上回る規模の委員数を確保することの必要性について、部会で共通の見解を得たところである。

今後は、調査で得られた知見を基盤としつつ、常任委員会や決算審査をはじめとした新たな議会運営を通じて、本会議が議論の主体となっている現在の大船渡市議会のかたちを継続すべきか、委員会における議論にその主体を移行するかを検討をはじめ、不断の改善と発展を重ねていくことが重要である。

(2) 実施条例（案）について

(仮称)大船渡市議会政策立案・提言に関する条例（案）	具体の取組
(目的) 第1条 この条例は、大船渡市議会基本条例(平成28年大船渡市条例第50号)第12条及び第13条の規定に基づく政策の立案及び提言の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において「政策立案」とは、市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な議案を議会に提案することをいう。 2 この条例において「政策提言」とは、市政における課題の解決を図るため、必要と思われる具体の政策を提言書により、まとめたものをいう。 3 この条例において「行政計画」とは、大船渡市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(平成18年大船渡条例第32号)第2条に定める「基本構想」、「基本計画」及び「各行政分野に係る基本的な計画」をいう。 4 この条例において「事務事業」とは、行政計画を推進するために、執行機関が有する資源を投入して行われる基礎的で直接的な活動をいう。 (市政課題の選定) 第3条 常任委員会及び特別委員会（以下、「委員会」という。）は、所管する事務に係る市政課題を明らかにして、調査活動にあたる。	議会基本条例（抜粋） （議会機能の強化） 第12条 議会は、政策の立案及び提言に関する機能が十分発揮できるよう効率的な運営に努めるとともに議会機能の強化を図るものとする。 2 議会は、議員相互の自由な討議を尽くして合意形成を図り、共通認識を深めるため必要に応じて協議の場を開催するものとする。 3 議会は、必要に応じて他の自治体の議会と政策及び政策運営について意見の交換を行い、交流及び連携を図るものとする。 4 市政の課題に関する調査のため必要があるときは、知識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 （委員会の活動） 第13条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査・調査するとともに、委員会を適切に設置し、活用するものとする。 2 委員会は、市政課題の所管事務調査を実施し、政策立案・政策提言に結びつくよう努め、委員長は、必要に応じて各委員会間の調整を図るものとする。 3 委員会は、市民からの要請に応じ、又は市政課題に対応するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。 4 委員会の運営等は、別に条例で定める。

(仮称)大船渡市議会政策立案・提言に関する条例（案）	具体の取組
2 前項の目的を達するため、委員会は、議会報告会をはじめとする市民との対話、議案の審査、一般質問や全員協議会での議論、行政計画の実施状況及び過去の所管事務調査の成果を基に、議員間討議を通じて市政課題を明らかにする。 （政策提言の作成） 第4条 委員会は、所管事務調査の成果に基づき、市政課題に対応する政策提言を作成にとめる。 2 委員会は、政策提言が事務事業に反映されるよう、行政計画との整合性を図りつつ、実現性がある内容で政策提言を作成する。 3 委員会は、政策提言が事務事業に反映されたか検証を行えるよう、具体性がある内容で政策提言を作成する。 （政策提言の提出） 第5条 議会は、政策提言が事務事業に反映されるよう、市長が予算を調製する時機を捉えて政策提言を行うよう努めるものとする。ただし、緊急を要する政策提言については、この限りではない。 2 議会は、第4条の規定に基づき委員会が作成した政策提言について、議員間討議を行い、その内容について精査する。 3 委員会の長は、必要に応じて各委員会間の調整を図るものとする。 4 議長は、本会議での議決に基づき、政策提言を市長その他の執行機関(以下「市長等」と	委員長連絡会議規程（抜粋） （設置） 第1条 大船渡市議会基本条例第13条第2項に規定する各委員会間の調整を図るため、大船渡市議会委員長連絡会議を設置する。 （協議事項等） 第3条 連絡会議において協議又は調整を行う事項は、次のとおりとする。 （1）政策立案及び政策提言に関すること。 （2）市政課題や意見等への対応に関すること。 （3）その他委員会間の調製に関すること。 ・ 常任委員会任期2年目の6月に政策提言を実施 ・ 従前のとおり（月例会議→意見照会→全員協議会） ・ 委員長連絡会議の活用（委員長連絡会議規程第3条） ・ 第2回定例会（6月）最終日に議員発議により決議

(仮称)大船渡市議会政策立案・提言に関する条例（案）	具体の取組
いう。)に提出する。 （政策提言後の検証） 第6条 議会は、政策提言の市政課題解決への寄与を検証し、評価しなければならない。 2 前項の目的を達するため、議長は、市長等に対して、政策提言の事務事業への反映状況の報告を求めるものとする。 3 委員会は、前項で定める報告により、正当な理由なく、政策提言が事務事業へ反映されていないと認めた場合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第2項の規定に基づき、引き続き調査することができる。 4 議会は、政策提言に係る評価結果を市民に報告しなければならない。 （政策立案） 第7条 議会は、正当な理由なく、政策提言が事務事業へ反映されていないと認めた場合、政策立案に向けた取組を行う。 2 前項で定めるところに限らず、必要性和緊急性が認められる場合、議会は、政策立案に向けた取組を行うことができる。 （委員会質問） 第8条 委員会を代表する議員は、必要に応じて、本会議において、議長の許可を得て、第6条第2項の規定に基づく政策提言の事務事業への反映状況について、質問することがで	・全員協議会の開催により実施 ・議会広報紙や議会報告会により実施 ・具体例としては、委員会による追加調査(109条2項)、予算議案等への附帯決議(112条)、議員発議による条例制定(112条)、を想定

(仮称)大船渡市議会政策立案・提言に関する条例（案）	具体の取組
きる。 2 前項で規定する質問を行うために、委員会は、論点及び質問事項を議員間討議により、明確にしなければならない。 （補足） 第9条 この条例に定めていない事項については、議長が別に定める。	

大船渡市議会議員アンケート集計結果

市民と歩む議会機能向上特別委員会政策サイクル検討部会

- 1 目的
大船渡市議会市民と歩む議会機能向上特別委員会政策サイクル検討部会において、政策提言に向けた常任委員会活動のあり方や予算議案などの審査方法に関する検討の参考とするため、アンケートを実施した。
- 2 テーマ
決算審査に関する現職議員アンケート
- 3 調査期間
令和7年11月4日から11月19日まで
- 4 調査対象
現職議員（20名）
- 5 調査回答数及び回答率
20名（回答率100%）
- 6 調査項目及び集計結果
以下のとおり
- 7 その他
アンケートは無記名で実施し、個別の調査票は公表しない。

【基本情報】

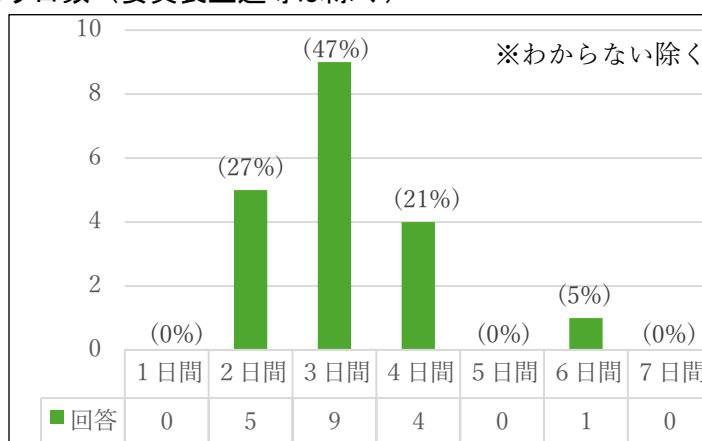
Q1 議員歴

議員歴	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目	7期目	答えない
人数	4人	5人	1人	4人	2人	3人	1人	0人

【審査期間について】

Q2-1 決算審査を行うために適切だと思う日数（委員長互選等は除く）

	回答数	割合
1日間	0人	0%
2日間（現行）	5人	25%
3日間	9人	45%
4日間	4人	20%
5日間	0人	0%
6日間	1人	5%
7日間	0人	0%
わからない	1人	5%



Q 2-2 決算審査日数に関する回答の理由を記入してください

(原文のまま掲載)

【2日間（現行）】

- ・ 本議会の規模、内容に鑑み、適当である。
- ・ 日数増やす、減らす理由が思いつかない。
- ・ 時間的拘束が適切

【3日間】

- ・ 質疑の時間が短い。
- ・ 現状は、質問する議員に偏りがあり、2日間でも十分である。
- ・ 款項の時間が短い。
- ・ 2日間の審議を受け各議員見直しする事により新たな疑問点が見つかる気が致します。
- ・ 2日より集中できる。
- ・ 常任委員会での審査も必要と考えるため。
- ・ 款別とか総括とかの質疑のバランスが本当に良いか疑問。
- ・ 款項審査を深めるため。
- ・ 午後4時から時間延長の場合が多いので。

【4日間】

- ・ 款項と総括質疑を2日ずつとして時間延長しなくても十分に質疑が出来るようにする。
- ・ 決算であれ予算であれ2日間で多額の予算あるいは執行の確認等には無理があると考えられる。
- ・ 時間をかけて、もう少し掘り下げることができるし、夕方になると時間が気になる

【6日間】

- ・ 現行の2日間では、不十分であり、より深まりのある審査にするため。

【わからない】

- ・ 現状の日数では議論が深まっていない感は非常にある。質疑の形にもよるので、それに即した日数とすべきと思うので、現状ではわからない。ただ、2日間は短すぎる。

Q 3-1 質疑を受けての討論や賛否の検討などを行うために、審査期間中の休会日は 必要だと思いますか

	回答数	割合
①休会日はなくてよい（現行）	10 人	50%
②休会日はあった方がよい	9 人	45%
③わからない	1 人	5 %
計	20 人	100%

Q3-2 休会日の必要性に関する回答の理由を記入してください

(原文のまま掲載)

【①休会日はなくてよい（現行）】

- ・ 賛否の理由が思いつかない。
- ・ 現行で十分に審議できる。
- ・ Q2の日程を増やすことで対応が出来るが、現行でも昼休みなどで会派で意思統一できていると思うので①とする。

【②休会日はあった方がよい】

- ・ 当局との質疑後、賛否や意見を議員間で検討する時間がほしい。
- ・ 討論に先立ち、論点を明確にする為。
- ・ 思考期間が必要であると考えするため。
- ・ 必要と思うから。
- ・ 款項審査後休会日を設け総括質疑に備えるため。
- ・ 思考日がほしいので。
- ・ 各自が思考を深め、賛否の討論に向けて主体性を醸成するために、必要である。
- ・ 様々な確認しなければならない事項もあることから休会日を設けてもらうことがスムーズに運ぶことができると思われる。

【審査方法について】

Q4 現行の款別質疑の持ち時間(3款あたり15分)について、あなたの考えに近いものを選んでください

	回答数	割合
①現行の持ち時間より短くてよい	1人	5%
②現行の持ち時間が適切	12人	60%
③現行の持ち時間より長くしたほうがよい	7人	35%
④わからない	0人	0%
計	20人	100%

Q5-1 個別の事業内容の審査方法について、あなたの考えに近いものを選んでください

	回答数	割合
①現行と同じ歳出の款項単位の審査がよい	11人	55%
②部局単位の審査がよい	8人	40%
③わからない	0人	0%
その他	1人	5%
計	20人	100%

Q 5-2 個別の事業内容審査に関する回答の理由を記入してください

(原文のまま掲載)

【①現行と同じ歳出の款項単位の審査がよい】

- ・ 現行でよいが常任委員会で事前ヒアリング出来るようにしてはどうか。
- ・ 特に予算（当初予算、次年度予算と決算数字）がどうかかわっているのかをヒアリングすることで充実した質疑になると思う。
- ・ 質疑時間を長くすることにより、個別事業内容の審査についても更に理解できる質疑になると思う。
- ・ 幅広い回答と行政側の情報共有ができる。
- ・ 議会の規模や発言数から判断し、適当である。
- ・ ちょうど良いと思うから。

【②部局単位の審査がよい】

- ・ 答弁する部局に対応した個別審査の方が見ている人にとってわかりやすいと思うから。
- ・ より一層集中して協議できる。
- ・ 個別に賛否あるから。
- ・ 部局単位での審査は、当局全体の拘束を行わないため効率が良いと考えるから。
- ・ 当局の職員の全員出席についてが大変だと思うので。
- ・ 現行だとわからない部局がある。

【その他】

- ・ メリットとデメリットがわかっていないのでわからない。ただし、現状が良いとは思わないので、大いに検討すべき。

Q 6-1 分科会の設置について、あなたの考えに近いものを選んでください

	回答数	割合
①当局への質疑及び議員間討議を行うために分科会を設置したほうがよい	4 人	20%
②当局への質疑は分科会で行い、議員間討議は全体のみで行うほうがよい	1 人	5 %
③当局への質疑は全体のみで行い、議員間討議を行うための分科会を設置したほうがよい	6 人	30%
④全ての質疑・議員間討議を全体で行い、分科会の設置はしなくてよい	7 人	35%
⑤わからない	2 人	5 %
計	20 人	100%

Q 6-2 分科会の構成について、あなたの考えに近いものを選んでください（Q 6-1 で①、②及び③を回答した方のみ）

	回答数	割合
常任委員会と同じ構成	11 人	100%
常任委員会と異なる構成	0 人	0 %
わからない	0 人	0 %
計	11 人	100%

Q 6-3 分科会の構成について、あなたの考えを記入してください（Q 6-2 で②と回答した方のみ）

対象者なし

【決算審査結果の活用について】

Q 7 あなた自身の議員活動において、決算審査での質疑・議論をどのように活かしていますか（複数選択可）

	回答数	割合
①一般質問や各種議案審査で活用している	15 人	75%
②常任委員会の所管事務調査・政策提言の議論で活用している	4 人	20%
③会派要望や地区要望で活用している	8 人	40%
④市政報告会などの議員活動の情報発信で活用している	4 人	20%
⑤上記以外の方法で活用している	1 人	5 %
⑥活用していない	2 人	10%
⑦わからない	0 人	0 %

Q 7 で⑤を回答した方のみ、上記以外の活用方法を記入してください

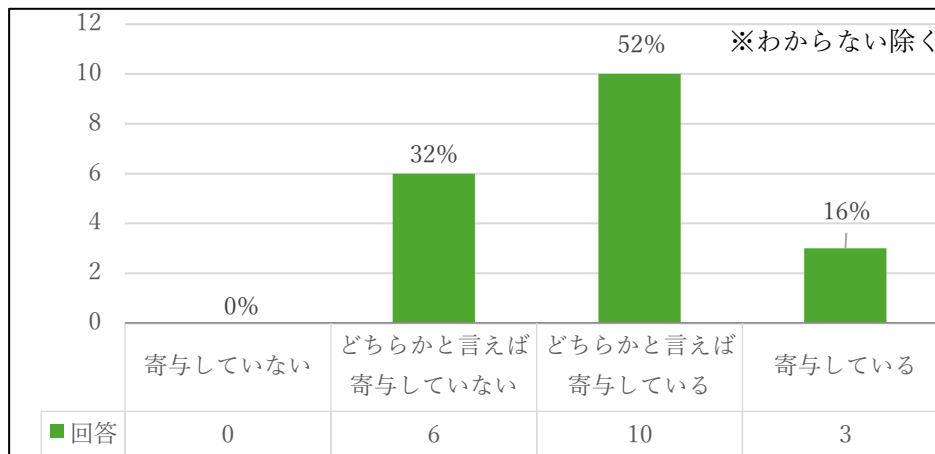
回答なし

Q 8 大船渡市議会は、決算審査での質疑・議論を各種活動に活かしていると感じていますか

	わからない	活かされていない	あまり活かされていない	やや活かされている	活かされている
一般質問	1 人 (5 %)	0 人 (0 %)	4 人 (20%)	9 人 (45%)	6 人 (30%)
予算議案審査	0 人 (0 %)	0 人 (0 %)	4 人 (20%)	11 人 (55%)	5 人 (25%)
予算以外の議案審査	2 人 (10%)	0 人 (0 %)	8 人 (40%)	6 人 (30%)	4 人 (20%)
意見書や決議の審査	1 人 (5 %)	1 人 (5 %)	8 人 (40%)	7 人 (35%)	3 人 (15%)
常任委員会での活動	0 人 (0 %)	3 人 (15%)	4 人 (20%)	8 人 (40%)	5 人 (25%)
特別委員会での活動	2 人 (10%)	1 人 (5 %)	7 人 (35%)	5 人 (25%)	5 人 (25%)
市政調査会での活動	2 人 (10%)	2 人 (10%)	9 人 (45%)	1 人 (5 %)	6 人 (30%)
会派での活動	2 人 (10%)	0 人 (0 %)	3 人 (15%)	10 人 (50%)	5 人 (25%)

Q 9 現行の市議会での決算審査が、大船渡市議会基本条例で掲げる市民福祉の増進に寄与していると感じますか

	回答数	割合
①寄与している	3 人	15%
②どちらかといえば寄与している	10 人	50%
③どちらかといえば寄与していない	6 人	30%
④寄与していない	0 人	0%
⑤わからない	1 人	5%
計	20 人	100%



Q10 決算審査に対する意見等ありましたら、自由に記載ください

(原文のまま掲載)

- ・ 総括質問について、これまで以上に、具体的に正確な質疑を行うため、事前通告制（質問項目等、簡単なもの）の導入を検討しては？
- ・ 決算審査が次年度予算につながるように、議員も当局も意識を高く持つこと。
- ・ 湊上市長は常々、選択と集中をお話しされます。私達議員、又担当職員の共々、いわゆる現場主義で、その選択が市民の方々の為になるよう優先順を常に意識して、施策に取り組むべきと考えます。
- ・ 予算の流れや仕組みについて、学びを深めたい。
- ・ 予算に反映する大切な審査であると認識している。
- ・ 現状について大いに検証・検討すべき。
- ・ 1人の議員として、全体を承認・否認する事は重要で重たい仕事であり広いが浅い。議会として、常任委員会別に分散する事により深化できて、市民福祉の増進に寄与できると思う。
- ・ 決算に関係していれば、質疑の自由度をあげるべき。
- ・ 私にはこの度のアンケートに適切に答えるだけの能力が残念ながら在りません。（経験値が不足しています。）

定数等検討部会

市民と歩む議会機能向上特別委員会 定数等検討部会報告書（案）

1. 目的

定数等検討部会は、市民と歩む議会機能向上特別委員会における調査・研究事項のうち、議員定数、常任委員会の在り方、議員報酬及び政務活動費について検討を行うため設置された。

当市においては、人口減少及び少子高齢化が進行するとともに、近年の市議会議員選挙において無投票選挙となるなど、議会を取り巻く環境は大きく変化している。一方で、議会には、市民の多様な意見を市政に反映し、行政監視及び政策提言の機能を十分に発揮することが求められている。

このため、当部会では、単に議員定数を増減させるという視点にとどまらず、将来の人口動態、議会機能の維持と常任委員会における議論の質、議員活動の実態、議員報酬及び政務活動費の在り方を総合的に検討し、今後の大船渡市議会にふさわしい議会体制とするために、調査・研究を行った。

2. 経過

当部会では、令和6年9月26日に正副部会長の互選後、今後の取組方針を決定し、先進地行政視察や議員アンケート及び議員個々の活動量調査を実施し、議員定数と常任委員会数、議員報酬及び政務活動費について、継続的に協議を行った。

その後、令和8年7月8日の全体会において、部会でのこれまでの結果をまとめた報告書を協議した。

主な活動経過は、次のとおりである。

開催日	協議事項	内容
令和6年 9月26日	・正副部会長の互選	
令和6年 11月28日	・今後の取組について	・部会の方向性を決めるための検討の準備
令和7年 2月6日	・今後の取組について	・2月13日開催の市民と歩む議会機能向上特別委員会の講師招聘に係る事前学習 ・新年度4月の活動本格化に向けた部会の方針等の調整
令和7年 2月27日	・議会報告会で出された市民意見について	・2月26日の大船渡市大規模林野火災発生に伴い、中止
令和7年 6月5日	・今後の取組について	・委員会全体と部会としてのスケジュールの共有 ・視察先の日程調整等について
令和7年 7月10日	・行政視察について ・今後の取組について	・視察先の日程調整結果等 ・7月11日の特別委員会の研修に係る部会

		としての質問事項について ・議員対象アンケート(案)について
令和7年 7月17日	・先進地行政視察（滝沢市）	
令和7年 7月31日	・行政視察の振り返りについて ・行政視察について ・今後の取組・議員アンケートについて	・7月30日の津波警報発令に伴い、中止
令和7年 8月8日	・先進地行政視察（宮古市）	
令和7年 8月18日	・行政視察の振り返りについて ・今後の取組・議員アンケートについて	・行政視察（滝沢市及び宮古市）の振り返り ・議員アンケート（案）に対する委員の意見及びアンケートの実施について
令和7年 10月27日	・議員アンケートについて ・議員定数の在り方について	・議員アンケートの結果の共有及び今後の取扱い ・議員定数についての今後の取組方針
令和7年 11月10日	・議員アンケートについて ・議員定数の在り方について ・今後の取組について	・議員アンケート集計結果への委員の意見 ・議員定数検討の資料提示及び今後の予定について ・議員報酬検討の参考資料とする活動量調査の実施について
令和7年 11月17日	・議員アンケートについて ・議員定数の在り方について ・活動量調査について	・部会委員意見反映後の議員アンケート集計結果の確認 ・議員定数削減のメリットとデメリット及び委員会等への影響 ・活動量調査の実施について
令和7年 11月25日	・議員定数の在り方について	・議員定数の方向性と常任委員会数について
令和7年 12月1日		活動量調査の実施（全議員を対象） ＊期間 令和8年5月31日までの6か月間
令和7年 12月2日	・常任委員会の在り方について	・常任委員会数についての意見交換
令和7年 12月22日	・中間報告について	・中間報告書案について意見交換
＊中間報告：今後の議論において、議員定数は18人以下を基軸として検討することとした。		
令和8年 3月30日	・定数について	・議員定数の具体的な検討

令和 8 年 4 月 6 日	・ 定数について	・ 議員定数と常任委員会数の具体的な検討
令和 8 年 5 月 8 日	・ 定数及び報酬について	・ 議員定数と常任委員会数の具体的な検討 ・ 報酬検討の方向性について
令和 8 年 5 月 18 日	・ 定数について	・ 常任委員会数等検討のため、政策サイクル 検討部会岡澤部会長招聘 ・ 議員定数についての部会の結論
令和 8 年 5 月 22 日	・ 定数について	・ 議員定数の確認と常任委員会数についての 部会の結論
令和 8 年 5 月 27 日	・ 報酬等について	・ 報酬と政務活動費について意見交換
令和 8 年 6 月 8 日	・ 報酬等について	・ 定数と常任委員会数の再検討と結論 ・ 活動量調査の集計結果と報酬の結論及び政 務活動費の検討
令和 8 年 6 月 15 日	・ 報酬等について	・ 政務活動費についての結論
令和 8 年 6 月 22 日	・ 報告書案について	・ 部会報告書案について協議
令和 8 年 6 月 30 日	・ 報告書案について	・ 全体会で報告する報告書案について
令和 8 年 7 月 8 日	・ 全体会	・ 報告書の協議
令和 8 年 7 月 10 日	・ 報告書案について	・ 全体会を受けた部会の結論について
令和 8 年 7 月 13 日	・ 報告書案について	・ 7 月 10 日の協議内容を含めた報告書案に ついて

3. 調査活動

本報告書は、定数等検討部会における協議の結果、および令和 8 年 7 月 8 日の全体会において出された様々な意見を踏まえ、これからの大船渡市議会にふさわしい適正な規模と機能向上の在り方を巡り、長期的かつ多角的な視点から慎重に議論を重ねてきた。

具体的な経過と合意形成の背景については、以下のとおり報告する。

(1) 議員定数について

① 部会の結論

現行の 20 人から 2 人削減し、定数を 18 人とすることとし、部会の結論とした。

＊令和 8 年 5 月 18 日部会採決：18 人＝3 票、16 人＝2 票、17 人＝0 票、反対＝1 票

＊令和 8 年 7 月 10 日部会：結論に変更なし。

② 議論の経緯と検討の視点

議員定数については、次期改選期のみを見据えた短期的な判断ではなく、10年先の大船渡市の人口構造、地域コミュニティの変化、議員のなり手不足、議会機能の持続可能性を踏まえ、慎重に検討を行った。

特に、議員定数の見直しは頻繁に行うものではなく、一度決定すれば、一定期間、議会運営の基本となることから、今回の検討においては、以下の4点について、目先の数年だけではなく、将来の大船渡市の姿を見据え、想定される課題を幅広く検証した上で判断すべきであることに力点を置いた。

(ア) 人口5万人未満自治体の平均との比較

全国の人口5万人未満の市における議員定数の平均は16.8人であり、現行定数が20人の大船渡市議会は、同規模自治体の平均と比較して高い水準にあるが、議員定数は人口のみで機械的に判断すべきものではなく、市域の広さや地域課題の多様性、産業構造、市民意見の把握の必要性などを総合的に考慮する必要がある。

しかしながら、今後さらに人口減少が進むことを踏まえれば、同規模自治体の平均定数は、議員定数の在り方を検討する上で重要な判断材料となる。

参考：全国市議会議長会資料（令和7年12月31日現在）

人口段階	市区町	1市あたり平均（人）
5万人未満	307	16.3
5～10万人未満	231	19.9
10～20万人未満	146	24.7
20～30万人未満	49	30.3
30～40万人未満	30	35.9
40～50万人未満	17	44.7
50万人以上	15	57.8

← 大船渡市

(イ) 大船渡市の将来人口減少の加速化

当市の社会構造や人口動態は大きく変化しており、特に、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が示した将来推計人口を上回る速度で人口減少が加速している。今後も毎年約500人から600人規模での減少が続くと予測されており、将来の議会体制を考える上で、人口減少の進行は極めて重要な検討要素である。

また、大船渡市人口ビジョン2025によれば、本市の人口は、令和2年の34,728人から、令和7年には32,024人、令和12年には29,296人、令和17年には26,638人、令和22年には24,059人へと減少することが見込まれている。令和2年を100とした場合、令和17年には76.7%、令和22年には69.3%まで減少することとなり、今後

10 年から 15 年の間に当市の人口規模が大きく縮小していくことを示しており、議員定数の検討にあたっては、現在の人口規模だけではなく、こうした将来人口の減少を前提とする必要がある。

なお、地区別の将来人口を見ると、令和 32 年時点で、盛町は 2,928 人、末崎町は 3,330 人、立根町は 4,240 人と比較的緩やかな減少にとどまる一方、大船渡町は 2,502 人、赤崎町は 2,171 人、猪川町は 1,668 人、日頃市町は 591 人、越喜来は 819 人、吉浜は 312 人まで減少することが見込まれている。

このように、人口減少は市全体で一律に進むものではなく、地区ごとに大きな差が生じる。特に、一部の地区では人口減少と高齢化が著しく進むことが予測されており、地域コミュニティの維持が今後ますます重要な課題となることから、議員定数の検討にあたっては、現時点の人口だけでなく、将来人口の減少、地区ごとの人口構造の変化、地域コミュニティの縮小を踏まえる必要性と、10 年先を見据えた議会体制のために、どの程度の定数が適切であるかを検討する必要がある。

(ウ) 議員のなり手不足と無投票の状況

近年の市議会議員選挙では、立候補者数が定数を大きく上回らない状況が続き、直近の改選では無投票となっている。また、補欠選挙においても無投票となっており、議員のなり手不足は、当市においても現実的な課題となっている。立候補者数が定数を大きく上回らない状況は、市民が候補者を選択する機会の縮小にもつながるため、議会の代表性や市民意見の反映を考える上で、看過できない課題である。

このことから、議員定数については、単に現行定数を維持するのではなく、なり手不足の現状も踏まえ、持続可能な議会体制としてどの程度の規模が適切かを検討する必要がある。

参考：昨今の大船渡市議会議員選挙

	定数	立候補者数	投票率	市・人口 * 各年 10/1	前改選期との 人口比
令和 6 年 4 月	20	20	無投票	31,653	▲3,075
令和 4 年 11 月 【補欠】	1	1	無投票	33,182	
令和 2 年 4 月	20	21	65.7%	34,728	▲2,819
平成 28 年 4 月	20	24	75.7%	37,547	▲1,395
平成 26 年 11 月 【補欠】	1	2	67.33%	38,463	
平成 24 年 4 月	20	27	78.63%	38,942	▲2,710
平成 22 年 11 月 【補欠】	2	2	無投票	40,737	
平成 20 年 4 月	26	30	82.43%	41,652	▲2,031
平成 16 年 4 月	26	37	84.97%	43,683	

(エ) 近隣自治体との比較

議員定数の検討にあたっては、近隣自治体及び広域的な視点から、人口、面積、議員定数の状況についても参考資料として整理した。

特に、令和7年8月8日には、宮古市議会への先進地行政視察を行い、議員定数の見直しの経過や議会改革の取組等について説明を受けた。宮古市は人口約43,000人、面積1,259.15平方キロメートルであり、広大な市域を有しているが、令和8年4月の市議会議員選挙において、定数が22人から19人へ削減された。平成17年の合併時には、旧宮古市、旧田老町、旧新里村を合わせて人口約63,282人、議員定数50人であったが、その後、定数30人、28人、22人と段階的に削減し、さらに19人とする流れとなった。

一方、大船渡市、陸前高田市、住田町からなる気仙地区全体で見ると、大船渡市は人口31,294人、定数20人、陸前高田市は人口16,335人、定数16人、住田町は人口4,324人、定数12人である。これらを合計すると、気仙地区は人口51,953人、面積759.66平方キロメートルに対し、議員定数は合計48人となる。もちろん、市町村の成り立ちや行政区域、地域事情が異なるため、単純に比較することはできないが、人口減少が進む中で、宮古市が広大な市域を抱えながらも段階的に定数削減を進めていることは、当市議会が今後どのような規模と機能を持つべきかを考える上で重要な参考となる。

このように、広域的な比較及び宮古市議会への行政視察で得られた知見を踏まえれば、当市議会としても、将来の人口規模や議会機能の持続可能性を見据え、より踏み込んだ定数の在り方を検討する必要がある。

参考：a. 宮古市の人口動態と議員定数等

市町村	合併年月日	人口	議員定数
旧・宮古市	平成17年6月6日	51,339人	26名
旧・田老町	平成17年6月6日	4,856人	12名
旧・新里村	平成17年6月6日	3,892人	12名
旧・川井村	平成22年1月1日	3,195人	10名
		63,282人	50名

月日	人口	議員定数	備考	定数削減
平成17年6月 宮古市（発足）	約60,000人	50名	在任特例（旧3町村議員合流） ＊旧宮古(26)、旧田老(12)、 旧新里(12)	
平成18年4月 第1回市議選	約59,000人	30名	定数を30名に設定	20名 削減

平成 22 年 1 月	約 57,000 人	40 名	30 名＋川井村議員 10 名 (在任特例)	
平成 22 年 4 月 第 2 回市議選	約 56,000 人	28 名	定数を 28 名に削減	12 名 削減
平成 26 年 4 月 第 3 回市議選	約 53,000 人	28 名	定数維持（無投票当選）	
平成 30 年 4 月 第 4 回市議選	約 50,000 人	22 名	定数を 22 名に削減	6 名 削減
令和 4 年 4 月 第 5 回市議選	約 46,000 人	22 名	現行の議会構成	
令和 8 年 4 月 第 6 回市議選	約 43,900 人	19 名	令和 6 年からの「議員定数等調 査特別委員会」において、3 名 減の 19 名とする報告書がまとめ られた。	3 名 削減

参考：b. 気仙地区における最新人口統計と議員定数等

自治体名	人口（概数）	議員定数	面積（km ² ）
大船渡市	31,294 人	20 名	192.88
陸前高田市	16,335 人	16 名	231.94
住田町	4,324 人	12 名	334.84
合計	51,953 人	48 名	759.66

自治体名	人口（概数）	議員定数	面積（km ² ）
宮古市	44,419 人	19 名	1,259.15

参考：c 岩手県内 14 市の議員数等

市名	人口 段階	人口	現在の 議員 定数	人口に対す る議員の 割合	条例定数 適用年月	現在の 議員 実数	令和 8 年度一般会計		
							当初予算額 (千円)	議会費 (千円)	一般会計に 占める 議会費
陸前高田市	A	17,224	16	1,077	2023年9月	16	17,925,000	151,717	0.846%
八幡平市	A	23,179	18	1,288	2022年4月	17	18,949,000	161,903	0.854%
遠野市	A	23,930	17	1,408	2022年11月	16	21,500,000	150,682	0.701%
二戸市	A	24,157	18	1,342	2015年7月	18	16,520,000	176,087	1.066%
釜石市	A	28,936	18	1,608	2019年9月	18	21,560,000	170,071	0.789%
久慈市	A	31,224	20	1,561	2019年7月	20	22,171,000	194,607	0.878%
大船渡市	A	32,059	20	1,603	2012年4月	20	25,300,000	195,526	0.773%
宮古市	A	45,632	19	2,402	2026年4月	19	36,779,000	201,211	0.547%
滝沢市	B	54,413	20	2,721	2011年7月	20	24,000,000	193,887	0.808%
花巻市	B	89,862	26	3,456	2014年7月	25	58,129,144	273,593	0.471%
北上市	B	91,110	26	3,504	2012年3月	26	48,900,000	301,730	0.617%
一関市	C	105,510	26	4,058	2021年10月	25	76,622,274	314,681	0.411%
奥州市	C	107,798	28	3,850	2014年3月	28	64,450,000	285,568	0.443%
盛岡市	D	277,423	38	7,301	2011年8月	38	126,510,000	635,108	0.502%

③ 全体会への提案

以上の視点を踏まえ、部会では、現行定数を 20 人から 2 人削減するだけではなく、定数 16 人まで踏み込むべきではないかという意見が示された。その理由として、当市の人口減少が加速していること、人口 5 万人未満自治体の平均定数が 16.8 人であること、宮古市及び気仙地区との比較においても議会規模の適正化を検討すべきこと、さらに近年の無投票の状況から議員のなり手不足が現実的な課題となっていることが挙げられた。

また、議員定数の見直しは頻繁に行うものではなく、当市において、直近で定数削減が行われたのは平成 24 年であり、今回の検討は、それから 13 年を経て行われたものである。このことから、次期改選期のみならず、将来の人口構造や議会運営の在り方を見据えて判断すべきであるとの意見があった。

一方で、急激な定数削減に対しては慎重な意見も示された。議員定数を大きく削減した場合、市民の多様な意見を議会に届ける機能が低下するおそれがあること、地域によっては議員を出しにくくなる可能性があること、また、議員一人ひとりが担う市民対応、調査研究、委員会活動等の負担が過大になることへの懸念が挙げられた。このほか、当市は市域が広く、地域ごとに抱える課題も異なること、漁業、商工業、農林業、

福祉、教育、防災、地域コミュニティなど、市民生活に関わる課題は多岐にわたるため、市民意見の反映という観点から、一定の議員数を確保すべきであるとの考え方も示された。

これらの意見を踏まえ、部会では、定数 16 人という考え方にも一定の合理性がある事を確認しつつ、市民意見の反映、議員一人ひとりの負担と常任委員会を含む議会運営全体への影響を総合的に勘案し、最終的には、現行 20 人から 2 人削減し、定数 18 人とする事を部会の結論とした。

＊令和 8 年 5 月 18 日部会採決：18 人＝3 票、16 人＝2 票、17 人＝0 票、反対＝1 票

当部会が定数を 18 人とした理由は以下の 4 点であった。

ア 議員定数を大きく削減した場合、市民の多様な意見を議会に届ける機能が低下するおそれがある
イ 地域によっては議員を出しにくくなる可能性があること
ウ 議員一人ひとりが担う市民対応、調査研究、委員会活動等の負担が過大になることへの懸念
エ 当市は市域が広く、地域ごとに抱える課題も異なること

④ 全体会での意見と部会での協議と結論

全体会において、定数 18 人としたこれら理由について、「市民が納得できる明確な根拠としては弱い」との意見が複数出された。

それら踏まえ、部会において、人口減少、人口 5 万人未満市の平均議員定数 16.3 人、当議会の無投票選挙・なり手不足の現状を踏まえ、あらためて定数 16 人についても再検討をしたが、先の結論に変更はなかった。

ア. 全体会での意見

- (ア) 18 人とする客観的根拠や、市民に説明できる理由をさらに整理すべきである。
- (イ) 全国市議会議長会が示す全国平均（5 万人未満の自治体 16.3 人）や当市人口減少の状況を踏まえると、16 人案にも一定の合理性が認められる。
- (ウ) 地域代表性を理由とするのであれば、公職選挙法に則った選挙区制を含めた制度的な整理も必要ではないか。
- (エ) 定数の見直しは、議員報酬や担い手確保と一体的に検討すべきである。
- (オ) 議会改革の姿勢を市民に示す観点からも、定数の在り方を検討すべきである。

イ. 部会での協議と結論

- (ア) 全体会に示した 4 つの理由で十分である。
- (イ) 陸前高田市と比較し、18 名が妥当である。
- (ウ) 議員定数は、当市の実情を鑑み検討すべきこと。他市は他市、比較することで

はない。

- (エ) 市政をチェックするには、一定の議員数が必要であり、これ以上、議員を削減すべきでない。
- (オ) 議員数を減らすことが、議員のなり手不足解消になるとは思えない。
- (カ) 議員数を減らして、身を切られるのは市民。
- (キ) 各地域から議員がでやすいように、18 人が妥当である。
- (ク) 16 人とする理由の根拠に乏しい。
- (ケ) 今後の市政を見据えたとき、定数 16 人、2 常任委員会、報酬は 3 万程度増額し、政務活動費は 1 万円と考える。
- (コ) このような定数や報酬の見直しは柔軟に適宜行うべきである。
- (サ) この定数・報酬の議論には十分な時間を費やしてきた。議会にとって大事なことはあるが、議員として調査活動など他にやることもある。本来議員として時間を費やすべきことは何か考えたときに、定数や報酬などはある程度の期間を見据え、決めるときに決めるべきこと。そうそう頻繁に協議することではない。

協議の結果、先に示した部会の答申：議員定数 18 名に変更なし。

(2) 常任委員会の在り方 ～委員会数と委員数～ について

① 部会の結論

定数 18 人を前提とした上で、2 常任委員会とすることを部会の結論とした。

＊令和 8 年 7 月 10 日・17 日の部会での協議の結果。

	2 常任委員会	
	総務系	産業計
定員	9	9
＊議長を除く定員	8	9
委員長数	1	1
委員長を除く委員数	7	8

② 議論の経緯と検討の視点

常任委員会の在り方について、議員定数の見直しと一体的に検討を行った。常任委員会とは、請願審査、所管事務調査、政策提言に向けた調査研究を行う重要な場であり、議会機能を実質的に支える役割を担っている。定数 18 人を前提とした場合、現行の 3 常任委員会を維持するのか、2 常任委員会へ再編するのかについて、委員会における議論の質、委員数、所管事項の範囲、これまでの運営の蓄積、本会議主義との整合性、今後の政策サイクルとの関係など、複数の観点から協議を行った。

協議において示された主な視点は、次のとおりである。

- (ア) 江藤俊昭先生から示された常任委員会の在り方について

令和6年2月13日に開催された全体会において、大正大学の江藤俊昭先生からは、常任委員会ですっかりと議論を深めるためには、少なくとも7人から8人程度の委員数が必要であるとの考え方が示された。委員会において実質的な議員間討議を行うためには、一定の委員数を確保する必要がある。特に、請願審査や所管事務調査においては、多様な視点から議論を行い、市民意見を適切に受け止めることが求められるとの視点が示された。

(イ) 当市議会政策サイクル部会からの提案

当市議会においては、常任委員会による所管事務調査、政策提言、決算審査との連動など、今後の議会運営・政策サイクルの在り方についても検討が進められている。

そのため、令和8年5月11日に部会に政策サイクル検討部会の部会長を招聘し、常任委員会が政策サイクルを実質的に担う場となることを踏まえ、委員会において十分な議員間討議を行い、調査研究を政策提言へつなげていく体制が重要であるとの説明を受けるとともに、具体的に7～8人の委員数は必要との見解であった。

常任委員会数の検討にあたっては、単に委員会の数をどうするかではなく、委員会が十分に調査研究を行い、議員間討議を深め、政策提言につなげることができる体制・委員数が必要であることが重要であるとの視点が示された。

(ウ) 本会議主義との整合性

当市議会は、市長提出議案を委員会に付託しない本会議主義をとっている。常任委員会に付託されるのは、主に請願及び所管事務調査であり、議案審査を常任委員会に付託する運用とは異なる。

そのため、常任委員会数を検討するにあたっては、委員会が実際に担っている役割を踏まえ、委員会数を変更した場合に議会運営上どのような影響が生じるかを確認した。特に、請願審査及び所管事務調査において、委員会数そのものよりも、委員会内で十分な議員間討議が行える人数を確保することについて検討する必要がある。

③ 全体会への提案

以上の視点を踏まえ、部会では、定数18人を前提とするならば、各委員会9人程度を確保できる2常任委員会とすべきではないかという意見が示された。

その理由としては、委員会ですっかりと議論を深めるためには7人から8人程度の委員数が必要であるとの考え方が示されていること、3常任委員会とした場合には各委員会が6人程度となり、委員長をのぞくと、議論する議員数が4・5人となる。そのため、欠席や欠員が生じた際に十分な議論が確保できるか懸念があること、また、本市議会は本会議主義をとっており、常任委員会に付託されるのは主に請願及び所管事務調査であるため、2常任委員会へ再編した場合でも議会運営上の影響は限定的であると考えられることが挙げられた。

特に、請願審査は市民から直接寄せられる重要な意思表示であり、所管事務調査は議会として政策提言につなげるための重要な活動である。これらを少人数の委員会で審査・調査する場合、多様な市民意見を十分に踏まえた議論ができるのかという点は、大

きな課題として示された。

また、定数及び常任委員会数の見直しは頻繁に行うものではないことから、「まずは3常任委員会で運営し、困難が生じた場合に2常任委員会へ再編すればよい」という考え方に対しては、今回の見直しにおいて、想定される課題をあらかじめ検証し、将来を見据えて判断すべきであるとの意見もあった。

一方で、3常任委員会を維持すべきとの意見も示された。その理由としては、これまでの委員会運営の蓄積や専門性を重視すべきこと、2常任委員会へ再編した場合には、1委員会あたりの所管事項が広くなり、調査研究の負担が増すこと、また、従来の議会運営との継続性を大切にすべきことが挙げられた。

これらの意見を踏まえ、部会では、2常任委員会とする考え方にも一定の合理性があることを確認しつつ、これまでの3常任委員会での蓄積や専門性、従来の議会運営との継続性を総合的に勘案し、最終的には、現行の3常任委員会を維持することを部会の結論とした。

＊令和8年5月22日部会採決：3常任委員会＝5票、2常任委員会＝1票

＊委員長連絡会議での意見などもあり、再度見直しの打診を行ったが、3常任委員会を委員会の結論にすることに変更はなかった。

当部会が常任委員会数を3とした理由は以下の3点であった。

ア	これまでの委員会運営の蓄積や専門性を重視すべき。
イ	2常任委員会へ再編した場合には、1委員会あたりの所管事項が広くなり、調査研究の負担が増す。
ウ	従来の議会運営との継続性を大切にすべき。

④ 全体会での意見と部会での協議と結論

全体会において、3常任委員会とした理由についても、「従来どおり」「専門性」「継続性」だけでは、市民に説明できる根拠として弱いとの意見が多数出された。

それらを踏まえ、部会において、政策サイクルを実効的に機能させるため、1委員会8人以上を確保する観点から、あらためて2常任委員会案を再検討した結果、定数18人では2常任委員会とすることとした。

ア. 全体会での意見

(ア) 3常任委員会を維持する理由について、市民に説明できる客観的な根拠をさらに整理すべきである。

(イ) 政策サイクル検討部会が示した「1委員会7～8人程度が必要」との考え方との整合性を図るべきである。

(ウ) 常任委員会の在り方は、政策提言機能の強化や必要な委員数の確保という観点から検討すべきである。

(エ) 従来の議会運営との継続性だけでなく、議会改革の趣旨を踏まえた検討が必要

である。

イ. 部会での協議と結論

- (ア) 現状の 3 常任委員会で機能障害はでていないので、現状維持でよい。
- (イ) 政策サイクル部会提案のとおり常任委員会を運営するにあたって、5～6 人程度の委員で十分に機能するものとする。
- (ウ) 全体会において、政策サイクル検討部会の提案について、特段の疑義は示されなかった。本特別委員会は、3つの部会がそれぞれ付託された事項について検討を行い、最終的には大船渡市議会として一体的な報告書を取りまとめるものである。そのため、政策サイクル検討部会が示した内容に基づき、常任委員会を中心とした政策サイクルを実効的に運用していくのであれば、同部会が必要とした 1 常任委員会当たり 8 人以上の委員数を確保することから、2 常任委員会とすべき。

協議の結果、2 常任委員会とすることとした。

なお、各委員会の名称、所管分野については、今後検討する必要がある。

(3) 議員報酬について

① 部会の結論

議員報酬については、現行の月額 32 万円を維持することを部会の結論とした。

*令和 8 年 7 月 10 日部会：結論に変更なし。

② 議論の経緯と検討の視点

議員報酬については、議員活動量調査の結果、全国町村議会議長会が示す原価方式の算定モデル、県内他市及び人口規模が近い自治体との比較、議員のなり手不足への影響などを踏まえ、総合的に検討を行った。

(ア) 議員活動量調査の結果

今回実施した議員活動量調査では、議会活動及び議員活動に要する日数を把握した。その結果、議会活動は一人当たり年間平均 106.12 日、議員活動は一人当たり年間平均 16.24 日となり、これらを合わせた活動日数は年間約 122 日となった。(1 日を 8 時間として試算) 議員活動には、本会議や委員会への出席に加え、調査研究、市民相談、地域活動、政策提言に向けた準備など、多岐にわたる活動が含まれる。議員報酬の検討にあたっては、こうした活動実態を踏まえ、実際の活動量に見合った水準であるかを確認することを重要な視点とした。

(イ) 原価方式による報酬額の試算

令和 7 年 12 月から令和 8 年 5 月末までの 6 か月間にわたり議員活動量調査で把握した活動日数をもとに、全国町村議会議長会が示す原価方式の算定モデルにより、議員報酬額の試算を行った。

なお、原価方式は、議員の年間活動日数を首長の職務遂行日数と比較し、市長給料月

額を基準として、議員報酬額を算定するものである。

項目	数値	備考
議員の年間活動日数	122 日	議会活動 106.12 日 ＋議員活動 16.24 日
首長の職務遂行日数	305 日	原価方式における基準日数
市長給料月額	816,000 円	算定基礎額
算定式	122 日 ÷ 305 日 × 816,000 円	
原価方式による試算額	326,400 円	月額
現行の議員報酬	320,000 円	月額
試算額との差	6,400 円	試算額が現行を 6,400 円上回る

この試算の結果、原価方式による議員報酬額は月額 326,400 円となり、現行の議員報酬月額 320,000 円とおおむね近い水準となった。このことから、活動量を基礎としてみた場合、現行報酬が著しく低い、又は著しく高いとはいえないものと整理した。

(ウ) 他自治体との比較

議員報酬については、県内他市及び人口規模に近い自治体との比較も行った。当市の議員報酬は、県内他市及び同程度の人口規模の自治体と比較すると、必ずしも高い水準にあるとはいえない。一方で、活動量調査に基づく原価方式の試算では、現行報酬と大きな乖離は見られなかった。そのため、他自治体との比較において一定の検討余地はあるものの、現時点で直ちに報酬を引き上げるべき明確な根拠があるかについては、慎重に判断する必要があると整理した。

市名	人口 段階	人口	現在の 議員 定数	条例定数 適用年月	報酬月額			政務活動費 月額	議員報酬＋政 務活動費	役職 加算の 有無
					議長	副議長	議員			
陸前高田市	A	17,224	16	2023年9月	380,000	330,000	300,000	12,500	312,500	無
八幡平市	A	23,179	18	2022年4月	375,000	315,000	300,000	20,000	320,000	無
遠野市	A	23,930	17	2022年11月	375,000	326,000	302,000	10,000	312,000	無
二戸市	A	24,157	18	2015年7月	380,000	318,000	301,000	10,000	311,000	無
釜石市	A	28,936	18	2019年9月	392,000	338,000	313,000	15,000	328,000	無
久慈市	A	31,224	20	2019年7月	386,000	331,000	303,000	10,000	313,000	無
大船渡市	A	32,059	20	2012年4月	392,000	339,000	320,000	7,000	327,000	無
宮古市	A	45,632	19	2026年4月	401,000	339,000	320,000	12,500	332,500	無
滝沢市	B	54,413	20	2011年7月	411,000	352,000	329,000	15,000	344,000	無
花巻市	B	89,862	26	2014年7月	431,000	369,000	339,000	20,000	359,000	無
北上市	B	91,110	26	2012年3月	522,000	437,000	401,000	20,000	421,000	無
一関市	C	105,510	26	2021年10月	499,000	440,000	410,000	15,000	425,000	無
奥州市	C	107,798	28	2014年3月	447,000	386,000	360,000	12,000	372,000	無
盛岡市	D	277,423	38	2011年8月	711,000	645,000	617,000	50,000	667,000	無

(エ) なり手不足との関係

議員報酬は、議員の処遇にとどまらず、議会の担い手確保、議員活動の質、議会機能の維持向上に関わる重要な制度である。近年、議員のなり手不足が課題となっており、多様な人材が議会に参画しやすい環境を整える観点からも、議員報酬の在り方を検討する必要がある。

③ 全体会への提案

議員報酬については、活動量調査の結果や他自治体との比較に加え、将来にわたり議会を担う人材を確保するための制度として、どのような水準が適切であるかを検討の視点とした。

部会では、議員のなり手不足や議会活動の質の確保の観点から、議員報酬の在り方についても一定の見直しが必要ではないかという問題意識が共有された。特に、今後、議員定数を 20 人から 18 人へ削減する場合、議員一人ひとりが担う役割や責任はこれまで以上に大きくなり、加えて、議会として政策提言機能を高めていくためには、議員が十分に調査研究を行い、市民の声を的確に把握し、議会活動へ反映させていくことが求められる。

また、定数削減により議会全体の報酬総額は一定程度減少することとなる。この点について、仮に議員定数を 16 人まで削減する場合には、議会全体の報酬総額の削減幅がより大きくなることから、議員のなり手不足の解消や多様な人材の参画を促す観点から、その一部を議員報酬の引上げに充てる考え方も提示し得たのではないかという意見があった。

一方で、議員活動量調査に基づく原価方式による試算では、算定額が月額 326,400 円となり、現行報酬月額 320,000 円とおおむね近い水準であった。このことから、活動量を基礎とした検討において、現時点で直ちに変更すべき理由は確認されなかった。仮に議員報酬を引上げすることとした場合、昨今の市民生活の状況を踏まえれば、市民の理解を得るための十分な説明が必要であるとの意見もあった。

これらを踏まえ、部会としては、議員報酬の在り方について今後も継続的に検証する必要性を確認しつつ、現時点では、現行の月額 32 万円を維持することを結論とした。

当部会が議員報酬を現行の 32 万とした理由は以下の 2 点であった。

①議員活動量調査に基づく原価方式による試算では、算定額が月額 326,400 円となり、現行報酬月額 320,000 円とおおむね近い水準で、直ちに変更すべき理由は確認されなかった。

②仮に議員報酬を引上げる場合、昨今の市民生活の状況を踏まえれば、市民の理解を得るための十分な説明が必要である。(その理由を部会としては見出すことができなかった)
--

④ 全体会での意見と部会での協議と結論

全体会において、議員報酬については、活動量調査の結果に加え、議員のなり手不足や社会保障上の課題、今後求められる活動量と責任を踏まえ、議員定数等と一体的に検討すべきとの意見が示された。

それらを踏まえ、部会において、地方議会議員年金制度が平成 23 年 6 月 1 日に廃止され、議員には厚生年金や退職金等もないことから、現役世代が議員に転じる際に社会保障面で不安が生じることや、政策サイクルの導入により議員一人ひとりの活動量と責任が増すことを踏まえ、定数 16 人とした上で、議員報酬を月額 3 万円から 5 万円程度引き上げることについて協議したが、先の結論に変更はなかった。

ア．全体会での意見

- (ア) 議員報酬を据え置く理由について、議員アンケート結果や全国平均との比較を踏まえ、より明確な説明が必要である。最低でも活動量調査で算出された 32 万 6,400 円までは引き上げるべき。
- (イ) 議員報酬は、市民所得、市職員給与、全国平均など客観的なデータに基づき検討すべきである。全国平均と比較しても、1～2 万円程度の増額。
- (ウ) 議員活動量調査は、平均値だけでなく、中央値、最高額、最低額などを含め、多面的に分析すべきである。
- (エ) 定数削減で生じる財源を報酬改善に充て、担い手不足解消につなげるべき。
- (オ) 定数の見直しは、議員一人当たりの負担や担い手確保の観点から、報酬改善と一体的に検討すべきである。
- (カ) 政策サイクル導入後の役割を踏まえ、委員長・副委員長手当など役職に応じた処遇についても検討すべきである。

イ．部会での協議と結論

《参考資料》

④ア（ア） 5 万人未満の市議会の平均議員数と平均報酬額

	平均議員数	平均報酬額
令和 7 年 12 月 31 日現在	16.3 人	342,000 円
令和 6 年 12 月 31 日現在	16.5 人	339,000 円
令和 5 年 12 月 31 日現在	16.5 人	337,000 円
令和 4 年 12 月 31 日現在	16.6 人	332,000 円
令和 3 年 12 月 31 日現在	16.7 人	334,000 円
令和 2 年 12 月 31 日現在	16.8 人	332,000 円

人口 5 万人未満自治体の平均 平均議員定数：16.3 人

平均議員報酬：342,000 円／月

この割合を基準に、議員定数 18 人の場合の議会全体の報酬 ： 約 309,700 円／月

④ア（イ） 別添：大船渡市の平均所得（年収） 民間サイト

別添：大船渡市議会の議員報酬と大船渡市職員の初任給の比較

④ア（ウ）別添：活動量調査 分布

平均報酬額	326,000 円	122 日
中央値	315,698 円	118 日
最小	219,384 円	82 日
最大	535,082 円	200 日

④ア（エ）

1. 政務活動費シミュレーション										
	①現状の 政務活動費	②12か月	③議員1人あた りの政務活動費	④議員数	⑤全議員の 政務活動費	⑥現状との差額	⑦1人当たりの 現状の差額			
定数20の場合	7,000	12	84,000	20	1,680,000					
定数18の場合	7,000	12	84,000	18	1,512,000	168,000				
	10,000	12	120,000	18	2,160,000	-480,000	3,000			
	12,000	12	144,000	18	2,592,000	-912,000	5,000			
	15,000	12	180,000	18	3,240,000	-1,560,000	8,000			
2. 報酬シミュレーション										
	①現状の月 額報酬	②12か月	③議員1人当た りの年間報酬・ 総計	④議員数	⑤議会としての 年間報酬・総計	⑥現状の年間報酬 (18名)の総額か ら定数が減った場 合の報酬全体の差 額	⑦⑤を20人で割 る	⑧⑦を12か月で 割る	⑨賞与 報酬×3.5× 1.15	⑩議員1人 当たりの 年間総支給額
			①×②		③×④	69,120,000円－⑤	⑤÷20	⑦÷12	①×3.5×1.15	③÷④
現状：議長	392,000	12	4,704,000	1	4,704,000				1,577,800	6,281,800
現状：副議長	339,000	12	4,068,000	1	4,068,000				1,364,475	5,432,475
定数20の場合	320,000	12	3,840,000	18	69,120,000				1,288,000	5,128,000
定数18の場合	320,000	12	3,840,000	16	61,440,000	7,680,000	384,000	32,000		
定数17の場合	320,000	12	3,840,000	15	57,600,000	11,520,000	576,000	48,000		
定数16の場合	320,000	12	3,840,000	14	53,760,000	15,360,000	768,000	64,000		

④ア（オ）別添：各正副委員長への役職加算

既に部会では議論済み。

全国 815 市中 220 市で加算しているが、県内においては現状なし。

加算するにあたって、金額設定には根拠も必要であり、今回はそこまでの議論に至らなかった。

（ア）社会保障がない現状、若者の成り手確保のために、報酬を 4～5 万円増額し社会保障すべきではないか。

（イ）増額する理由が見当たらない。

（ウ）報酬を増額してもなり手不足の解消につながるとは限らない。

協議の結果、先に示した部会の答申：報酬は現行の月額 32 万円維持に変更なし。

(4) 政務活動費について

① 部会の結論

現行の月額 7,000 円から月額 15,000 円に見直すことを部会の結論とした。

なお、政務活動費は公費であり、使途の透明性や市民への説明責任が強く求められる経費である。そのため、月額 15,000 円とする以上、研修や視察、資料購入等の成果を議会活動へ還元し、市民に分かる形で示していくことを徹底する必要がある。

② 議論の経緯と検討の視点

政務活動費については、県内他市との比較、定数 18 人を前提とした場合の財政的影響などを踏まえ、検討を行った。

(ア) 県内他市との比較

本市の政務活動費は、現行で月額 7,000 円であり、岩手県内各市と比較しても低い水準である。この比較から、本市の政務活動費は、議員の調査研究活動を支える経費として十分な水準であるか検討する必要がある。

市名	人口段階	人口	現在の議員定数	条例定数適用年月	報酬月額			政務活動費月額	議員報酬+政務活動費	役職加算の有無
					議長	副議長	議員			
陸前高田市	A	17,224	16	2023年9月	380,000	330,000	300,000	12,500	312,500	無
八幡平市	A	23,179	18	2022年4月	375,000	315,000	300,000	20,000	320,000	無
遠野市	A	23,930	17	2022年11月	375,000	326,000	302,000	10,000	312,000	無
二戸市	A	24,157	18	2015年7月	380,000	318,000	301,000	10,000	311,000	無
釜石市	A	28,936	18	2019年9月	392,000	338,000	313,000	15,000	328,000	無
久慈市	A	31,224	20	2019年7月	386,000	331,000	303,000	10,000	313,000	無
大船渡市	A	32,059	20	2012年4月	392,000	339,000	320,000	7,000	327,000	無
宮古市	A	45,632	19	2026年4月	401,000	339,000	320,000	12,500	332,500	無
滝沢市	B	54,413	20	2011年7月	411,000	352,000	329,000	15,000	344,000	無
花巻市	B	89,862	26	2014年7月	431,000	369,000	339,000	20,000	359,000	無
北上市	B	91,110	26	2012年3月	522,000	437,000	401,000	20,000	421,000	無
一関市	C	105,510	26	2021年10月	499,000	440,000	410,000	15,000	425,000	無
奥州市	C	107,798	28	2014年3月	447,000	386,000	360,000	12,000	372,000	無
盛岡市	D	277,423	38	2011年8月	711,000	645,000	617,000	50,000	667,000	無

(イ) 定数 18 人を前提とした場合の試算

政務活動費については、定数 18 人を前提とした場合の財政的影響についても試算を行った。

(ウ) 当市議会の政務活動費の使用状況について

年度	交付額(円)	支出額(円)	使用割合	返納率
平成 27 年度	1,659,000	1,890,927	113.98%	5.06%
平成 28 年度	1,456,000	1,599,558	109.86%	10.72%
平成 29 年度	1,680,000	1,658,047	98.69%	14.26%
平成 30 年度	1,680,000	1,546,399	92.05%	10.15%
令和元年度	1,568,000	903,090	57.60%	48.21%
令和 2 年度	224,000	69,300	30.94%	69.06%
令和 3 年度	1,596,000	0	0.00%	100.00%
令和 4 年度	1,624,000	774,089	47.67%	53.12%
令和 5 年度	1,596,000	1,247,630	78.17%	25.48%
令和 6 年度	1,400,000	941,588	67.26%	34.43%
令和 7 年度	1,596,000	1,435,688	89.96%	10.72%

③ 全体会への提案

部会では、本市の政務活動費が県内他市と比較して低い水準にあることから、政策サイクルを実質的に機能させ、議員の調査研究活動を充実させるためには、一定の見直しが必要ではないかという意見が示された。特にも、議員定数を 20 人から 18 人へ削減する場合、議員一人ひとりに求められる調査研究、政策提言、市民意見の把握等の役割は大きくなることから、限られた人数で議会機能を維持・向上させていくためには、政務活動費を活用し、議員の調査研究活動を支える仕組みを充実させる必要があるとの考え方が示された。

また、当市議会においては、常任委員会による所管事務調査、政策提言、決算審査との連動など、政策サイクルの在り方について検討が進められており、政策サイクルを実効性があるものとするために、各種研修や先進地視察、資料購入等を通じて専門的知見を深め、その成果を常任委員会での議論や政策提言に反映させていくことが重要である。

一方で、政務活動費の増額については、市民への説明責任を十分に果たす必要がある。政務活動費は公費であり、使途の透明性と成果の見える化が不可欠である。

さらに、現行において返納額が生じている状況がある中で、まずは政務活動費を有効に活用し、その成果をどのように市民に示していくかが重要であるとの意見もあった。

これらを踏まえ、部会では、政務活動費を月額 15,000 円とすることは、議員の調査研究活動を支え、議会の政策提言機能を高めるために必要な見直しであると整理した。

ただし、月額 15,000 円とする以上、単なる増額にとどめるのではなく、研修や視察、資料購入等の成果を議会活動へ反映させること、常任委員会における所管事務調査や政策提言につなげること、さらに、市民に分かる形での活用実績と成果を示すことを徹底する必要がある。

▶ 政務活動費報告書について

- ・会派視察の報告に当たっては、参加した議員の個々の学びの記載を加える。
- ・書籍購入にあたっては、概要、学び等の報告書を添付することとする。

当部会が政務活動費を 15,000 円とした理由は以下のとおり。

ただし、政務活動費は公費であり、使途の透明性や市民への説明責任が強く求められる経費である。そのため、現行において返納額が生じている状況がある中で、月額 15,000 円とする以上、研修や視察、資料購入等の成果を議会活動へ還元し、市民に分かる形で示していくことを徹底する必要がある。

当部会が議員報酬を 15,000 円とした理由は以下の 1 点であった。

① 議員定数を 20 人から 18 人へ削減する場合、議員一人ひとりに求められる調査研究、政策提言、市民意見の把握等の役割は大きくなることから、限られた人数で議会機能を維持・向上させていくためには、政務活動費を活用し、議員の調査研究活動を支える仕組みを充実させる必要がある。

④ 全体会での意見と部会での協議と結論

全体会において、政務活動費の増額理由や金額の妥当性、報告内容の在り方について、改めて検討すべきとの意見が示された。

これまで部会では、返納額が生じている中で月額 15,000 円へ増額するためには、議員個人の学びを公開し、市民に成果を示すことが必要であるとして協議してきた。しかし、この公開については、全体会及び部会内でも異論が示され、合意に至らなかった。このため、報告方法を現状のままとする場合には、近年の物価上昇を考慮して月額 12,000 円とする案を含めて採決を行った。その結果、政務活動費は月額 12,000 円、報告方法は現状維持することとした。

ア. 全体会での意見

(ア) 7,000 円から 15,000 円への増額理由が弱い。

(イ) 他市比較だけではなく、研修費、交通費、宿泊費など実際に必要な経費を具体的に示すべき。

(ウ) 個人の学びの公開

会派報告と個人報告の両方を求めるのは矛盾する。個人の考えを公開させることは思想・信条や内心の自由に関わる恐れがある。「成果の見える化」を過度に求めるべきではない。この部分は再検討すべき。

(エ) 返納額が生じる理由として、使い勝手の悪さにある。

イ. 部会での協議と結論

部会では、本市の政務活動費が県内他市と比較して低い水準にあることや、議員定数の削減に伴い、議員一人ひとりの調査研究や政策提言の役割が一層大きくなることを踏まえ、現行の月額 7,000 円から 15,000 円への増額を提案した。

一方、現状では政務活動費に返納額が生じていることから、倍額を超える増額について市民の理解を得るためには、物価高騰への対応だけでなく、議会としても成果の示し方を見直す必要があると考え、視察や書籍購入を通じた個々の学びを報告することをあわせて提案した。

しかし、個人の学びの公開については、全体会のみならず部会においても、会派報告との重複や、個人の思想・信条、内心の自由に関わるおそれがあるとの異論が示された。

こうした状況を踏まえ、月額 15,000 円への増額を支える報告方法の見直しについて合意が得られないのであれば、宿泊費をはじめとする近年の物価上昇を考慮し、現状から 5,000 円増額した月額 12,000 円とする案を含め協議した。

その後、次の 3 案について採決を行った。

- 月額 15,000 円とし、報告内容を充実させる案 1 名
- 月額 12,000 円とし、報告方法は現状を維持する案 4 名
- 月額 15,000 円とし、報告方法は現状を維持する案 1 名

採決の結果、部会としては、政務活動費を月額 12,000 円とし、報告方法は現状を維持することとした。

なお、「政務活動費」は、地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部を支援するために交付されるものである。旅費、研修費、書籍等の資料購入費などに充てることができるが、これらの経費の全額を公費で賄うものではなく、交付額を超える部分は議員又は会派が負担するものであることを申し添える。

4. 総括

当部会では、議員定数、常任委員会数、議員報酬及び政務活動費について、それぞれを個別の制度としてではなく、相互に関連する制度として検討を重ねてきた。

その結果、部会では、議員定数を現行 20 人から 18 人とし、常任委員会数は現行の 3 から 2 とすること、議員報酬は現行の月額 32 万円を維持すること、政務活動費は月額 7,000 円から 15,000 円へ引き上げることを取りまとめ、全体会に諮った。

全体会では、各項目について様々な意見が示されたことから、部会では改めて再検討を行った。その中では、議員定数を 16 人、常任委員会数を 2 とした上で、議員報酬を月額 3 万円から 5 万円程度引き上げ、その場合の政務活動費を月額 1 万円程度とするなど、議員定数、常任委員会数、議員報酬及び政務活動費を一体的に捉えた制度設計についても協議した。その結果、最終的には、議員定数 18 人、常任委員会数 2、議員報酬は現行の月額 32 万円を維持し、政務活動費は月額 12,000 円とする結論に至った。

議員定数については、市民の多様な意見を議会に反映する機能や、議会としての監視・政策形成機能を維持する観点との均衡を踏まえ現状維持の 18 名という判断した。一方で、全国の人口 5 万人未満の市における平均議員定数、今後さらに進行する人口減少、近年の無投票選挙及び議員のなり手不足の状況などを踏まえれば、16 人とする考え方にも一定の合理性ある。

常任委員会については、常任委員会数を 2 とする結論に至った。今後の当市議会における常任委員会の在り方を検討してきた政策サイクル部会からは、十分な議員間討議と調査研究を行うためには、1 常任委員会当たり 8 人以上の委員数が必要との考え方が示されている。今回、常任委員会数を 2 とすることにより、各委員会に一定数の委員を配置し、多様な意見を反映しながら、所管事務調査や政策提言、請願審査などに取り組むための体制を確保することとした。一方で、1 つの常任委員会が所管する分野はこれまで以上に広くなることから、調査テーマの設定や委員間の役割分担、専門性の向上など、委員会運営の一層の充実が求められる。今後は、2 常任委員会制の利点を生かしながら、十分な議員間討議と調査研究が行われるよう、その運営状況を継続的に検証していく必要がある。

さらに、議員報酬については、現役世代を含む多様な人材が議会に参画できる環境を整えるという観点から、検討が必要であることを改めて認識した。本市議会の議員報酬は平成 20 年以来改定されておらず、その間、地方議会議員年金制度は平成 23 年 6 月に廃止された。現在、議員には厚生年金、雇用保険及び退職金等の社会保障制度がなく、会社員等から議員に転じる場合には、社会保障面においても大きな不安が生じる。また、政策サイクルの導入により、議員一人ひとりに求められる調査研究、政策提言及び政策検証などの役割は、今後さらに大きくなることが想定されることから、議員報酬及び政務活動費については、議会活動を支える制度として検討していく必要がある。

当部会では、これらの検討に当たり、相当の日数をかけて議論を重ねてきたが、資料収集、先進地調査、議員アンケート及び活動量調査など、その準備には協議以上の時間と労力を費やしてきた。議論を進める中では、こうした時間や労力を、市民意見の聴取や調査研究、政策提言など、日々の議員活動により多く充てることも、市民福祉の増進につながるのではないかと考える場面が幾度となくあった。

議員定数及び議員報酬は、議会運営の根幹に関わる制度であり、その検討には相当の時間を要する。だからこそ、次期改選のみを見据えた短期的な判断ではなく、人口減少、地域社会の変化、議員のなり手不足、議会機能の持続可能性など、将来の大船渡市議会の姿をしっかりと見据え、慎重かつ丁寧に検討すべきものである。

以上、当部会における検討経過及び検討結果並びに、それらを通じて共有した課題等ふまえ、当部会の総括とする。

岩手県内各市における議員定数、報酬及び政務活動費等

R7.4.15作成

市名	人口 段階	人口	現在の 議員 定数	条例定数 適用年月	報酬月額			政務活動費 月額	議員報酬＋政 務活動費	役職 加算の 有無	令和８年度一般会計			
					議長	副議長	議員				当初予算額 (千円)		議会費 (千円)	一般会計に 占める 議会費
陸前高田市	A	17,224	16	2023年9月	380,000	330,000	300,000	12,500	312,500	無	17,925,000	179.25	151,717	0.846%
八幡平市	A	23,179	18	2022年4月	375,000	315,000	300,000	20,000	320,000	無	18,949,000	189.49	161,903	0.854%
遠野市	A	23,930	17	2022年11月	375,000	326,000	302,000	10,000	312,000	無	21,500,000	215.00	150,682	0.701%
二戸市	A	24,157	18	2015年7月	380,000	318,000	301,000	10,000	311,000	無	16,520,000	165.20	176,087	1.066%
釜石市	A	28,936	18	2019年9月	392,000	338,000	313,000	15,000	328,000	無	21,560,000	215.60	170,071	0.789%
久慈市	A	31,224	20	2019年7月	386,000	331,000	303,000	10,000	313,000	無	22,171,000	221.71	194,607	0.878%
大船渡市	A	32,059	20	2012年4月	392,000	339,000	320,000	7,000	327,000	無	25,300,000	253.00	195,526	0.773%
宮古市	A	45,632	19	2026年4月	401,000	339,000	320,000	12,500	332,500	無	36,779,000	367.79	201,211	0.547%
滝沢市	B	54,413	20	2011年7月	411,000	352,000	329,000	15,000	344,000	無	24,000,000	240.00	193,887	0.808%
花巻市	B	89,862	26	2014年7月	431,000	369,000	339,000	20,000	359,000	無	58,129,144	581.29	273,593	0.471%
北上市	B	91,110	26	2012年3月	522,000	437,000	401,000	20,000	421,000	無	48,900,000	489.00	301,730	0.617%
一関市	C	105,510	26	2021年10月	499,000	440,000	410,000	15,000	425,000	無	76,622,274	766.22	314,681	0.411%
奥州市	C	107,798	28	2014年3月	447,000	386,000	360,000	12,000	372,000	無	64,450,000	644.50	285,568	0.443%
盛岡市	D	277,423	38	2011年8月	711,000	645,000	617,000	50,000	667,000	無	126,510,000	126,510	635,108	0.502%

* 引用：全国市議会議長会調査資料よりR 6 年12月末時点の数値。なお、政務活動費はR7年度の金額。

議員定数及び常任委員会数は、議会運営の根幹に関わる制度であり、頻繁に見直しを行うべきものではない。

根幹に関わる制度であるからこそ、この議論には相当の時間を費やす必要がある。そして、その委員会を総括する、部会長の負担は計り知れない。

この時間を、議員としての市民意見の聴取や調査活動に費やすほうが、市民福祉の増進に寄与できると何度も思ったんだよね。

1. 定数について

(1) 今までの部会での検討

以下の具体的数値などを示し、検討にいたった

(ア) 人口 5 万人未満自治体の平均との比較

16.8 人

(イ) 社人研が示す将来推計人口を上回る速度で進む人口減少

令和 7 年 32,024 人、令和 12 年 29,296 人、令和 17 年 26,638 人、令和 22 年 24,059 人へ

* 令和 8 年 6 月末 総人口: 31,032 人

(ウ) 当市議会の選挙事情：議員のなり手不足と無投票の状況

人口減少は進んでいるが、次回選挙において、絶対に無投票選挙であってはならない。

(エ) 近隣自治体との比較

(2) 部会での結論

当部会が定数を 18 人とした理由は以下の 4 点であった。

① 議員定数を大きく削減した場合、市民の多様な意見を議会に届ける機能が低下するおそれがある
② 地域によっては議員を出しにくくなる可能性があること
③ 議員一人ひとりが担う市民対応、調査研究、委員会活動等の負担が過大になることへの懸念
④ 当市は市域が広く、地域ごとに抱える課題も異なること、

(3) 全体会での意見等

全体会では、定数 18 人としたこれら理由について、「市民が納得できる明確な根拠としては弱い」との意見が複数出された。

特にも、

① 「地域代表」という考え方を根拠とするのであれば、選挙区制も含めた議論が必要ではないか。

なお、選挙区制は、公職選挙法第 15 条により可能である。

参考：公職選挙法（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区

域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。

② 「議員の負担」を理由とするのであれば、報酬との関係も整理すべきではないか。

③ 「市域が広い」との説明も、他自治体との比較では十分な根拠とは言い難い。

近隣の宮古市（1,259.15 km²）に比べれば、大船渡市（192.88 km²）は決して広くない

など、部会が整理した理由について、根本的な課題が指摘された。

（４）本部会での論点

これらを踏まえると、当部会として、現時点で「18 人が適正である」と結論付けるだけの客観的根拠は十分とは言えず、人口減少や無投票選挙の状況、全国平均等を総合的に勘案した場合には、定数 16 人とする考え方も十分合理性があるものとする。

全体会をふまえ、当部会の結論を 18 人と保つのであれば、上記に提示している 4 項目以外のより具体的な理由を示す必要がある。

2. 常任委員会について

（１）今までの部会での検討

以下の具体的数値などを示し、検討にいたった

（ア）江藤俊昭先生から示された常任委員会の在り方について

（イ）当市議会政策サイクル部会からの提案

（ア）（イ）いずれも、常任委員会ですっきりと議論を深めるためには、少なくとも 7 人から 8 人程度の委員数が必要。

（ウ）本会議主義との整合性

常任委員会に付託されるのは、主に請願及び所管事務調査であり、議案審査を常任委員会に付託する運用とは異なる。

（２）部会での結論

当部会が常任委員会数を 3 とした理由は以下の 3 点であった。

①これまでの委員会運営の蓄積や専門性を重視すべき。

② 2 常任委員会へ再編した場合には、1 委員会あたりの所管事項が広くなり、調査研究の負担が増す。

③従来の議会運営との継続性を大切にすべき。

（３）全体会での意見等

３常任委員会とした理由についても、「従来どおり」「専門性」「継続性」だけでは、市民に説明できる根拠として弱いとの意見が多数出された。

① （２）①「これまでの委員会運営の蓄積や専門性を重視すべき」

委員会運営の蓄積は過去の会議録もある。専門性が損なわれるものではない。

② （２）②「２常任委員会へ再編した場合には、１委員会あたりの所管事項が広くなり、調査研究の負担が増す」

当議会の常任委員会は、調査テーマを絞って活動を展開するので、常任委員会が減ったからといって活動量が増える訳ではない。むしろ、検証に耐えうる政策提言を行うことになると、提言した事業の精査（必要経費や財源も含む）が必要になり、少人数では対応が難しいと考えると、具体的な指摘もされた。

③ （２）③「従来の議会運営との継続性を大切にすべき」

そもそも、人口減少が進む現在の大船渡においてこれまでの議会運営では議員の担い手を確保するに足る成果を議会としてあげてこられなかったこともあり、今般、議会改革の調査委員会を立ち上げて研究を進めてきたのではないか。従来の継続性を大切にされては委員会を立ちあげたこと自体が無意味になるのではないか。

④ 今般、今後の議会運営について検討をし、新たな議会の仕組みを提案した政策サイクル検討部会では、「各常任委員会の定数（６～７人）を上回る規模の委員数を確保する必要性」について部会として共通認識を得たと報告された。

その政策サイクル部会の報告書について、８日の全体会において、当部会の委員からの異論もなく、全議員から了承された。

（４）本部会での論点

「政策提言機能を高める委員会運営を行うためには、１委員会８人以上」の内容を含んだ政策サイクル部会の検討結果の報告を我々は了承した。

したがって、定数１８人であっても、実質的には２常任委員会にならざるを得ない。さらに、定数１６人とした場合でも、１委員会８人となり、政策サイクル部会の考え方とも整合する。

全体会をふまえ、当部会の結論を現状の３常任委員会と変更なく答申とするならば、全体会で了承したことに対して異を唱えることにもなるので、上記に提示している３項目以外のより具体的な理由を示

す必要がある。

3. 報酬について

(1) 今までの部会での検討

以下の具体的数値などを示し、検討にいたった

(ア) (イ) 議員活動量調査をもとにした原価方式による報酬額の試算

- ・令和7年12月から令和8年5月末までの6か月間にわたり議員活動量調査で把握
- ・原価方式による議員報酬額は月額326,400円となり、現行の議員報酬月額320,000円とおおむね近い水準

(ウ) 他自治体との比較

- ・県内他市及び同程度の人口規模の自治体と比較すると、必ずしも高い水準にあるとはいえない。

(エ) なり手不足との関係

- ・議員報酬は、議員の処遇にとどまらず、議会の担い手確保、議員活動の質、議会機能の維持向上に関わる重要な制度である。近年、議員のなり手不足が課題となっており、多様な人材が議会に参画しやすい環境を整える観点からも、議員報酬の在り方を検討する必要がある。

(2) 部会での結論

当部会が議員報酬を現行の32万とした理由は以下の

- | |
|---|
| ①議員活動量調査に基づく原価方式による試算では、算定額が月額326,400円となり、現行報酬月額320,000円とおおむね近い水準で、直ちに變更すべき理由は確認されなかった。 |
| ②仮に議員報酬を引上げる場合、昨今の市民生活の状況を踏まえれば、市民の理解を得るための十分な説明が必要である。(その理由を部会としては見出すことができなかった) |

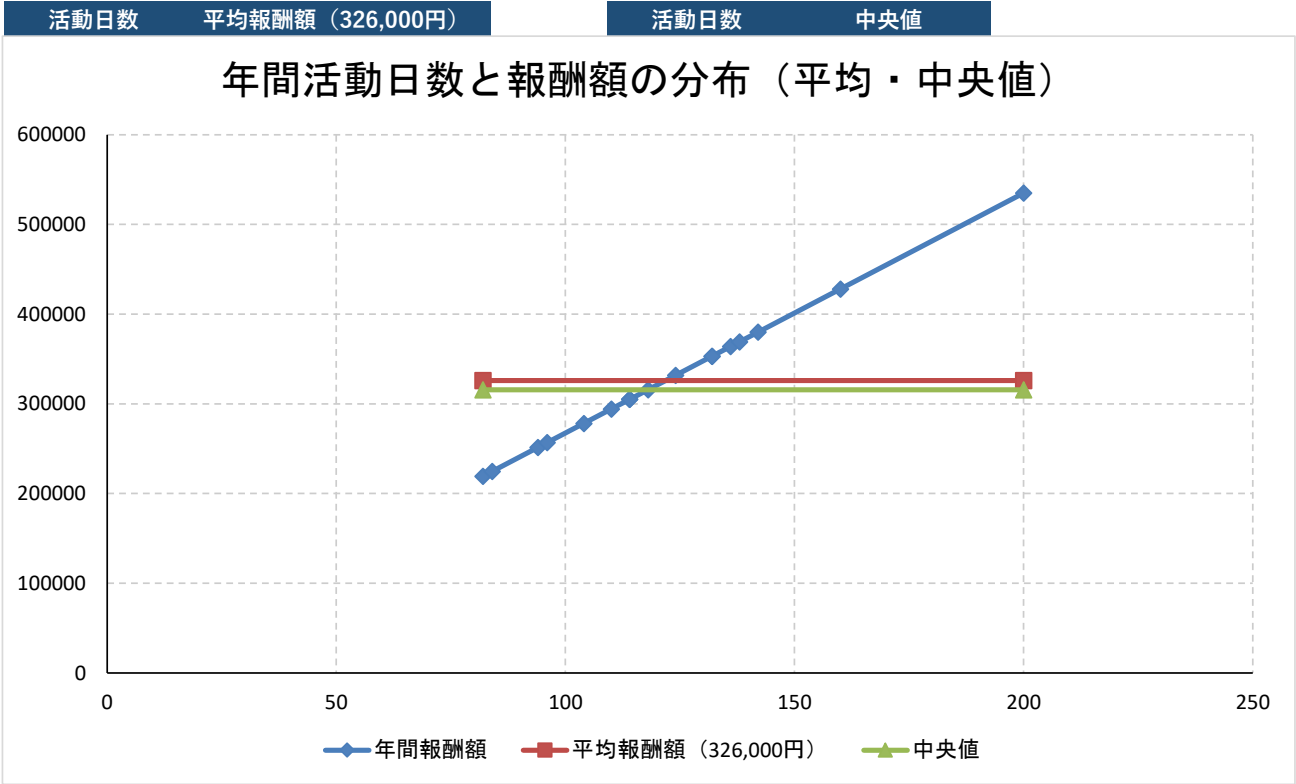
(3) 全体会での意見等

- ①なり手不足に対する議論はなされたか
- ②活動量調査をした結果、6400円でもあげるべきではないか。
- ③活動量調査の分析はなされたか。

活動量調査 分布

年間活動日数（日）	年間報酬額（円）
82	219,384円
84	224,734円
94	251,489円
96	256,839円
104	278,243円
110	294,295円
114	304,997円
114	304,997円
118	315,698円
124	331,751円
132	353,154円
132	353,154円
136	363,856円
138	369,207円
142	379,908円
160	428,066円
200	535,082円

項目	値	
平均報酬額 （調査結果）	326,000円	
中央値	315,698円	
最小	219,384円	82日
最大	535,082円	200日



大船渡市議会の議員報酬と大船渡市職員の初任給の比較

(単位：円)

年月	報酬額（月額）			大船渡市職員の初任給（大学卒）		
	議長	副議長	議員	金額	前年度比較	平成17年との比較
平成2年1月～3年3月	310,000	267,000	250,000			
平成3年4月～4年6月	335,000	290,000	275,000			
平成4年7月～6年6月	365,000	320,000	330,000			
平成6年7月～7年3月	385,000	335,000	315,000			
平成7年4月～11年3月	385,000	335,000	315,000			
平成11年4月～14年12月	405,000	350,000	330,000			
平成15年1月～15年3月	397,000	343,000	324,000			
平成15年4月～15年11月	397,000	343,000	324,000			
平成15年12月～19年3月	392,000	339,000	320,000			
平成16年						
平成17年				160,200	－	
平成18年				159,700	-500	500
平成19年4月～20年3月	392,000	339,000	320,000			
平成19年				159,700	0	500
平成20年4月～23年5月	392,000	339,000	320,000			
平成20年				161,600	1,900	1,400
平成21年				161,600	0	1,400
平成22年				161,600	0	1,400
平成23年5月～24年3月	352,800	305,100	288,000			
平成23年				確認できず		
平成24年4月～現在	392,000	339,000	320,000			
平成24年				161,600		1,400
平成25年				161,600	0	1,400
平成26年				161,600	0	1,400
平成27年				163,600	2,000	3,400
平成28年				167,600	4,000	7,400
平成29年				169,100	1,500	8,900
平成30年				170,100	1,000	9,900
令和元年度				171,600	1,500	11,400
令和2年度				173,200	1,600	13,000
令和3年度				173,200	0	13,000
令和4年度				176,800	3,600	16,600
令和5年度				176,800	0	16,600
令和6年度				188,800	12,000	28,600
令和7年度				215,100	26,300	54,900

(大船渡市HP 給与の状況より抜粋)

大船渡市の平均所得（年収）

総務省発表の統計資料をもとに、市区町村別の課税対象所得の総額を納税者数で除算した額を平均所得と規定し、大船渡市の平均所得(年収)を算出

年		課税所得	所得・年収
2000	平成12年	483億9786万円	285万8367円
2001	平成13年	460億7091万円	282万1589円
2002	平成14年	438億321万円	279万3394円
2003	平成15年	421億1183万円	275万1688円
2004	平成16年	407億6387万円	272万8506円
2005	平成17年	404億2774万円	264万610円
2006	平成18年	403億7786万円	251万7323円
2007	平成19年	400億3499万円	252万6824円
2008	平成20年	396億329万円	253万4936円
2009	平成21年	384億5866万円	251万3967円
2010	平成22年	364億4936万円	247万1478円
2011	平成23年	345億2077万円	242万641円
2012	平成24年	274億8690万円	250万4501円
2013	平成25年	342億5927万円	260万1311円
2014	平成26年	374億1420万円	259万4425円
2015	平成27年	396億9462万円	263万3142円
2016	平成28年	410億6099万円	266万5778円
2017	平成29年	438億7524万円	278万7322円
2018	平成30年	427億2640万円	269万6863円
2019	令和 1 年	424億8141万円	270万4788円
2020	令和 2 年	417億375万円	270万670円
2021	令和 3 年	425億7542万円	276万9853円
2022	令和 4 年	416億3663万円	280万6000円
2023	令和 5 年	406億5166万円	277万2965円
2024	令和 6 年	389億3235万円	292万7684円
2025	令和 7 年	406億1924万円	281万1993円

* 民間サイト：年収ガイドから引用

https://www.nenshuu.net/prefecture/shotoku/shotoku_city.php?code=032034&utm_source=chatgpt.com

大船渡市議会議員アンケート集計結果

市民と歩む議会機能向上特別委員会定数等検討部会

- 1 目的
大船渡市議会市民と歩む議会機能向上特別委員会定数等部会において、今後の定数・報酬等の検討の参考とするため、アンケートを実施した。
- 2 テーマ
無投票選挙を受けての議会の在り方と課題認識に関するアンケート
- 3 調査期間
令和7年8月27日から9月9日まで
- 4 調査対象
現職議員（20名）
- 5 調査回答数及び回答率
20名（回答率100%）
- 6 調査項目及び集計結果
以下のとおり
- 7 その他
アンケートは無記名で実施し、個別の調査票は公表しない。

記

【基本情報】

1-(1) 議員歴

議員歴	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目	7期目	回答しない
人数	4人	4人	1人	2人	1人	2人	1人	5人

1-(2) 年齢

年代	30代	40代	50代	60代	70代	回答しない
人数	1人	0人	4人	8人	6人	1人

1-(3) 性別

性別	男	女	回答しない
人数	19人	1人	0人

【無投票選挙に関する意識】

2-(1) 今回の市議会選挙が無投票になったことについて、どう思いますか

	回答数	割合
非常に問題だと思う	8 人	40%
ある程度問題だと思う	6 人	30%
やむを得ないと感じている	5 人	25%
特に問題だとは思っていない	1 人	5 %
その他	0 人	0 %
計	20 人	100%

2-(2) 無投票の原因として、あなたが考える要因は何ですか（複数選択可）

	回答数
議員活動の負担が大きい	6 人
報酬や待遇が見合わない	13 人
議会の魅力・意義が伝わっていない	14 人
地元に若い担い手が少ない	3 人
現職が強く、立候補をためらう雰囲気がある	1 人
その他 ※	4 人
計	41 人

※ その他の内容

- ・ 市政運営についての理解の乏しさ
- ・ 選挙活動（準備含め）が大変である

2-(3) 無投票による影響について、どう思いますか

（原文のまま掲載）

- ・ 選挙期間が短くて選挙公報も発行されないなので、誰が市議会議員をやっているのか市民がわからない点は良くないと思う
- ・ 議員という職が魅力がないということだと思います
- ・ 活性化が図れず、活動が慢性化する
- ・ 市議会議員といえども、選挙という襖を受けて初めて市民の代表であると思われる
- ・ 市民の負託を市政に反映させることが徐々に難しくなることで、有権者の政治離れが起きてくると考える
- ・ 議会に緊張感が感じられなくなった
- ・ 影響は、立場によっていろいろと違うかと
- ・ 新しく意欲を持ち、市政の問題点を様々な角度から考えていく方が多く出るべきだと思う
- ・ 分からない
- ・ 有権者への影響は、特に無い
- ・ 市民負託の自覚を持ちにくい

- ・ 選挙公報が発行されないため、立候補者の公約が住民に分からないので、住民は議員がしっかり仕事をしているか、公約を守っているか知ることができない
- ・ 市民（住民）の市政に対する関心が希薄になってきているのではないかと思慮する
- ・ 立場の正統性に疑問符がつく
- ・ 有権者の関心が薄れ、地域の課題や、市の課題解決に繋がらない
- ・ 議員活動の評価の機会を逸した

【議会の在り方と改革について】

3-(1) 議会運営について

現在の市議会の運営について、どのような点に課題があると感じていますか（複数回答可）

	回答数
会議時間・日程の在り方	5 人
議論の深まりの不足	10 人
議員間の意見交換の場が少ない	9 人
常任委員会の機能の弱さ	6 人
議会運営委員会の透明性	5 人
その他 ※	4 人
計	39 人

※ その他の内容

- ・ 現状、課題はない
- ・ 勉強不足を感じる
- ・ 全員協議会の時間配分の見直しや検討が必要

3-(2) 常任委員会の在り方について

① 常任委員会の役割や機能は十分に果たされていると思いますか

	回答数	割合
十分に機能している	3 人	15%
ある程度機能している	12 人	60%
あまり機能していない	2 人	10%
全く機能していない	0 人	0 %
判断できない／わからない	3 人	15%
計	20 人	100%

② 常任委員会の課題について

(原文のまま掲載)

- ・ 提出される議案が委員会審査を省略されているため、本会議での表決前に論点の整理や調査が行われていないことが課題と感じる
- ・ 所属委員会以外の委員会活動内容が把握することができない
- ・ 常任委員会の責任を強くするべきではないかと思う。例) 予算・決算の委員会における質疑等
- ・ 常任委員会の役割とその運営について、各議員が理解をしているか疑問。所管事務調査は当局に対し、単に努力目標を提示するのではなく、必要な施策について、予算化を図ってもらえるような具体的な提言となるよう調査が必要と感じる。加えて、提言時期についても考慮が必要。
- ・ 議員間討議が少ない
- ・ 今年度は各委員会とも素晴らしい方がトップになっている。やはり、トップの方の力量が大切と考える。
- ・ 常任委員会で出た意見や提言がなかなか市政に反映されていない
- ・ 市当局への提言内容の反映状況の検証
- ・ 予算・決算の委員会毎の所掌範囲の深掘り検討が不足している
- ・ 会議報告での事務局員の負担軽減が必要
- ・ 予算と決算の関係性について担当部からそれぞれヒアリングするべきだと思う
- ・ 常任委員から上げた事項を全協で議論・論争して、決議するような議会でありたい
- ・ 専門性を進化させるべき
- ・ 提言を提出した後の追跡
- ・ 地域課題へ根拠の提示と対応の明確化

③ 常任委員会は、現在3委員会ですが、委員会数について、あなたの考えに近いものを選んでください。

	回答数	割合
現状維持	16 人	80%
増やすべき	1 人	5 %
減らすべき	3 人	15%
判断できない／わからない	0 人	0 %
計	20 人	100%

④ ③で増やすべき・減らすべきを選択した方は、その具体的な数字と理由を記入ください。

(原文のまま掲載)

- ・ 議員定数を減らすことを考えたときに2常任委員会とする。そうすることで、常任委員会を担当しない職員に別の業務を担ってほしい。
- ・ 広聴・広報常任委員会を設置すべき

⑤ 1 委員会当たりの委員数は何人程度がふさわしいと思いますか

	回答数	割合
5 人程度	1 人	5 %
6 人程度	6 人	30%
6 ～ 7 人程度（適正との回答含む）	7 人	35%
6 ～ 8 人程度	2 人	10%
7 人程度	1 人	5 %
7 ～ 8 人程度	1 人	5 %
8 人程度	2 人	10%
計	20 人	100%

⑥ 常任委員会について（自由記載）

（原文のまま掲載）

- ・ 副委員長は、委員長に自己あるときに委員長の職務を行う委員のこと。よって、議論に加わることができるかとされていることを確認すべき。また、委員長提案について、疑義がでることがあるが、円滑なる運営のために、委員長提案を拒むことができないと思う。そういった委員会運営の考え方について、円滑なる委員会運営のためにも、全議員で共有する必要がある。
- ・ 常任委員会と特別委員会が2つは多いような気がします。特別委員会は、今は大規模火災に全フリしても良いかと思います。
- ・ 定数 16
- ・ 提言や意見が市政に反映されるように考えなければならない
- ・ 毎年の視察3日間は、必須でなく必要性に応じて検討すべき。
- ・ 活発になっていると思うものの、委員長連絡会議・全協と取組議会の機能をもっと活用して市民目線を確立して、活動的な議会であるべきと考える。
- ・ 市民目線による課題対応と予算化に対応する常任委員会

3-(3) 市民との関係性について

① 市民との距離感について、どのように感じていますか

	回答数	割合
近いと思う	2 人	10%
どちらかといえば近いと思う	9 人	45%
遠いと感じる	6 人	30%
非常に遠いと思う	0 人	0 %
その他 ※	3 人	15%
計	20 人	100%

※ その他の内容

- ・ 考えていない

- ・ 議会全体でどうかは、わからない
- ・ 場合によるため、一概に判断できない

② 議会の活動について、市民への情報発信は十分だと思いますか（複数回答有）

	回答数
十分である	1 人
やや不足している	10 人
不足している	8 人
非常に不足している	0 人
その他 ※	2 人
計	21 人

※ その他の内容

- ・ 与えられている予算上は、発信している
- ・ 情報発信の手法や予算をどうするか検討を

③ 議会が市民と向き合うために、必要だと感じる取組は何ですか（複数選択可）

	回答数
議会報告会の開催方法の見直し	7 人
SNS や動画での議会発信	8 人
小中高等学校との連携（主権者教育）	9 人
市民参加型の政策討議	10 人
議会だよりの充実	8 人
その他 ※	3 人
計	45 人

※ その他の内容

- ・ SNS の媒体と、発信する内容の精査が必要
- ・ 個々人が、直接ダイレクトに市民の方と向き合う努力が必要だと思います

3-(4) 議員活動環境について

① 議員としての活動環境について、どのような課題を感じていますか（複数選択可）

	回答数
報酬が見合わない	8 人
費用弁償や活動経費が不十分	8 人
仕事と議員活動の両立の難しさ	4 人
議会事務局のサポート不足	3 人
家族や職場の理解の難しさ	0 人
その他 ※	8 人
計	31 人

※ その他の内容

- ・ 報酬の増額を望むものではありませんが、社会保障がない議員なので将来は不安が大きいです。
- ・ サポート不足というよりは、事務局の職員数の増員を望みます。
- ・ 学びを深めるための費用はすべて個人の出費となっている現状。書籍購入や都内での勉強会参加などの経費捻出に苦労しています。
- ・ 事務局運営の人的不足
- ・ 色々な方との出逢いがあり、有意義だ。
- ・ 市民の議員というものの理解
- ・ 公費以外の活動経費の確保
- ・ 厚生年金等の生活を保障する制度がない。

② あなたの意見や市民からの声が、市政に反映されていると思いますか

	回答数	割合
よく反映されている	1 人	4.5%
ある程度は反映されている	13 人	59.1%
あまり反映されていない	5 人	22.7%
まったく反映されていない	0 人	0%
わからない	0 人	0%
その他 ※	3 人	13.7%
計	22 人	100%

複数回答者あり

※ その他の内容

- ・ 様々要望や意見しても、結果が見えない
- ・ 思うと信じ、進めている。
- ・ 身近な市道や環境の整備が進まず不満がある。

【議員定数と報酬等について】

4-(1) 議員定数について

① 議員定数（現行 20 名）について、あなたの考えに近いものを選んでください

	回答数	割合
増やすべき	1 人	5%
現状維持	4 人	20%
減らすべき	14 人	70%
よくわからない／答えたくない	1 人	5%
計	20 人	100%

- ② ①で現状維持以外を選択された方は、具体的に望ましい議員定数と、その理由を記載してください

議員定数	回答数	理由
14 名	1 人	
16 名	1 人	他市と比較しての人口割
16～17 名	1 人	人口比とはいわないまでも、多いと感じる。
16～18 名	1 人	定数減とすることで、市民とより接しなければならなくなり、その結果負託が大きくなると考えるから。
17～18 名	1 人	
18 名	5 人	常任委員会の協議する適正な人数よりは少ないと思うが、人口減少が進む中ではなんとか運営できる人数ではないかと思う。
18～19 名	1 人	人口減少が大きい、4 万人の人口の時と 3 万人台前半の人口では、このまま現状維持というわけにはいかない。
19 名	1 人	3 常任委員会×6 名＋議長 1 名＝19 名
22 名	1 人	委員 7 名×3 常任委員会＋議長 1 名
人数の回答なし	1 人	前回の無投票を考えると多いと感じる。
計	14 人	

- ③ ①で現状維持を選択された方は、その理由を記載してください

(原文のまま掲載)

- ・ 地域性や常任委員会を考えると今のままで良い。
- ・ なんのための定数削減なのか？
- ・ 平成 14 年 9 月 30 日現在の住民基本台帳による当市の人口は、44,576 人となっており、当時の議員数 40 人で割ると議員 1 人当たり人口は、1,114 人となる。令和 7 年 8 月 31 日現在の住民基本台帳人口は、31,601 人で、議員数 20 人で割ると 1,580 人となり、平成 14 年と比べ、議員一人当たりの人口は、466 人、41%増となっている。一方で人口 44,576 人-31,601 人=12,975 人、29%の減となっている。以上議員数は、50%半分だが、人口は 29%の減少であり、住民の声を確実に行政に届ける役割を担っている議員数を削減する必要は現状ではないものとする。委員会運営も現行の人数で適当と考える。
- ・ 近隣市町村の人口動態あるいは、同規模自治体を広く見た場合に、委員会活動の活発化が進んでいる中であって、法定委員会は最低でも 6 名が必要と思われる。

4-(2) 議員報酬について

① 議員報酬について、あなたの考えに近いものを選んでください

	回答数	割合
増やすべき	13 人	65%
現状維持	6 人	30%
減らすべき	0 人	0 %
よくわからない／答えたくない	1 人	5 %
計	20 人	100%

② ①で現状維持以外を選択された方は、その具体的数字と、その理由を記載してください

(原文のまま掲載)

- ・ プラス 3 万円～ 5 万円
- ・ 議会にて答弁を担当する市当局の課長級以上の(退職手当分も含めた)可処分所得に相当する報酬設定が適切ではないか
- ・ 若い世代を考えると年金制度ないことから現状の報酬では不安である。
- ・ 市議会議員活動をより確固たるものにするための方策として不可欠。最低でも 3 万円の増額が必要。
- ・ 月額 40 万円程と考える。議員を目指してもその生活は苦しいものとなる。特に若い世代の成り手不足解消にはつながらないと思うため。
- ・ 新しい方も仕事として挑戦できるようすべきと考える。
- ・ 35 万円：定数減の場合の額
- ・ 金額的には、月に 1 万円～ 2 万円程度
- ・ 市職員課長クラス以上の金額に市、子育て中の人も兼業せずに活動に専念できるようにすべき
- ・ 報酬は生活給ではないと思われるが、議員の権限や職務を考えた場合に、せめて係長クラスの平均的な報酬が望ましいと考える。
- ・ 36 万円：それくらいの仕事はしている。

③ ①で現状維持を選択された方は、その理由を記載してください

(原文のまま掲載)

- ・ 現状では、市民理解を得られないと感じる。増額するには、市民理解をえるために、活動量をしっかりと調査し、根拠を示す必要がある。
- ・ 他市と比較
- ・ 今の船渡市での経済界の状態では現状維持で良いと思う。
- ・ 市民の平均給与や市財政を考慮すると悩ましい。
- ・ この地域で、民間企業でフルタイムで働いても 32 万は高いほうではないかと思う。

4-(3) 政務活動費について

① 政務活動費について議員一人当たり、月 7,000 円としていることについて

	回答数	割合
増額すべき	17 人	85%
現状維持	3 人	15%
減額すべき	0 人	0%
よくわからない／答えたくない	0 人	0%
計	20 人	100%

② ①で現状維持以外を選択された方は、その具体的数字と、その理由を記載してください

政務活動費（月額）	回答数	理由
10,000 円	4 人	・ 更に多くのセミナー等を受講したいと考えるため。 ・ 会派支給となっているが、その使用があいまい。個人の書籍はよいのかなど明確にすべき。とはいえ、現状、全体的に政務活動費が使用されていない状況をみると増額に市民理解は得られないと感じる。 ・ いろいろな角度から使用し、各自の資質向上をすべきだと思います。 ・ 調査活動や資料購入費等が不足している。
10,000 円～15,000 円	1 人	・ 今の世の中、7,000 円では安すぎる。最低でもこのぐらい。
12,000 円	3 人	・ 他市との比較 ・ 会派だけでなく、個人としても使い道がある。 ・ 会派の視察のほか、研修等に参加できるくらいの金額として
15,000 円	2 人	
15,000 円～20,000 円	1 人	・ 現状の月額 7,000 円では、政務活動費としては、あまりにも不足と言わざるを得ない。
20,000 円	2 人	・ 他の市議会への研究活動に使用したい。 ・ せめて近隣市町なみにし、活動意欲が高くなる。
額の回答なし	1 人	・ 物価高のため
計	14 人	

③ ①で現状維持を選択された方は、その理由を記載してください

・ 政務活動費は制約があり、使い難い。 ・ 現状（昨年度の実績等）の全議員の活用状況は、100%活用されていないため。
--

【次世代への継承と担い手確保について】

5-(1) 次の世代に議会を担ってもらうために必要なことは何だと思いますか

(原文のまま掲載)

- ・ 市民の活動に議員として参加すること。
- ・ 市議会とは何か。議会活動の現状を適切な形で情報発信することが必須と思われる。
- ・ 小・中学生の時代から市議会への関心が持てるようなイベント等の取組も必要ではないか。
- ・ 報酬、政務活動費を上げて、身分をしっかり確保すること。
- ・ 住民と共に歩む開かれた議会、議員となることではないか。
- ・ 市政の舵取りをするという自覚の醸成がたりないと思われる。したがって、我々議会からの発信が行き届いていないと考えられる。

5-(2) 今後の市議会の在り方や、候補者確保のために取り組むべきことについて

(原文のまま掲載)

- ・ 小中高の児童生徒会活動も大事で自分の考えを話すことを学校教育の中で重要視していくべきだと思う。
- ・ 各市議会議員が、楽しそうに活動している姿だと思う。足まめに自分自身活動に取り組みたい。
- ・ もっと市民に出ていく機会を作って、市民の声を聴いて、その声をいかに市政に反映されるようにするかではないか。
- ・ 議長選の際に、公約、議会運営方針を明らかにしてから決定すること。あの方のような議員に私もなりたいと住民に思われるような議員活動、議員になること。
- ・ 市政を担う自覚と参加する姿勢をもっと徹底していくべきと思われる。

5-(3) 自由記載欄

なし

広報・広聴検討部会

第1章 目 的

1. はじめに

「市民と歩む議会機能向上特別委員会設置要綱」（令和6年9月26日施行）では、諮問により、示された検討・課題事項が、次の3点と定められている。

広報・広聴検討部会の調査事項

1. SNS 発信・議会 DX の推進に関すること
2. 議会報告会の開催方法の検討に関すること
3. 大船渡市議会基本条例の条文の改訂に関すること

2. 基本的な考え方（取組と今後の方向性）

広報・広聴検討部会では、現状の取組を整理した上で、次の4つのテーマについて今後の方向性をまとめることとした。

（1）広報について

目的① 市民に議会の活動をわかりやすく伝える（広報）

市議会への理解と関心を高めることを目的として、広報の在り方についてまとめる。議会だよりの紙面の充実は引き続き重要だが、QRコードを活用したデジタル情報との連携、動画配信（YouTube等）の活用、子ども・若者向けの内容づくりなど「紙とデジタルを組み合わせた広報」の仕組みを整えることが方向性となる。

すべての市民に届く広報のあり方を考えながら、分かりやすく親しみやすい発信を続けていく。

（2）広聴について

目的② 市民の声を聴いて、政策に活かす（広聴）

議会報告会（「市民のみなさんと語る会」）を初めとした広聴の取組について、現状の課題を踏まえたうえで、今後の方向性をまとめる。

報告会で出た意見を、各常任委員会に分類・精査し、その後どう活かされたかを、市民にフィードバックできる仕組みを検討します。広聴手法の多様化として、一方通行の議会報告会に留まらず、対象や目的に合わせた多様な手法を組み合わせしていく。

議会が「市民と共に考え、動く議会」となることを目指す。視察先の久慈市議会では「かだつて会議」（一緒にやろうを意味する方言をもとに、ワールドカフェスタイルで市民と議会の距離を縮める取組）、遠野市議会では「市民と議会との懇談会（地域別・分野別）」による政策提言の実現など、先進的な取組が参考になった。

(3) ICT 推進の捉え方について

目的③ SNS 等を活用して、情報発信力と議会活動を高める (ICT 推進)

市議会における ICT 活用の推進について、方向性をまとめていく。

SNS・動画配信・タブレット端末など、すでに始まっている取組を土台に、何をどこまで進めるかを整理する。

ICT はあくまで「手段」であり、市民に情報が届きやすくなり議員活動が効率的になるなど、具体的な効果を見据えながら段階的に取組を広げていく。

(4) 大船渡市議会基本条例 (広聴) について

目的④ 市議会基本条例に広報・広聴の取組を位置づける (条例改訂)

大船渡市議会基本条例の条文の改訂 (案) についてまとめていく。広報に関する第 16 条の内容を現代に合わせて見直すとともに、広聴に関する取組を新たに条文化することが主な検討事項となる。制度として継続できるよう条文に明記することで、今後の議会の広報・広聴活動の基盤をつくるもの。

第 2 章 経 過

開催日	内 容
令和 6 年 9 月 2 6 日 (木)	特別委員会全体会 「市民と歩む議会機能向上特別委員会」設置要綱の制定について
令和 6 年 9 月 2 6 日 (木)	市民と歩む議会機能向上特別委員会 「広報・広聴検討部会」 正副部会長の互選
令和 6 年 1 1 月 2 8 日 (木)	特別委員会全体会 研修 「市民と歩む議会機能向上特別委員会による調査・検討の必要性」
令和 6 年 1 1 月 2 8 日 (木)	「広報・広聴検討部会」 今後の取組について (スケジュール策定、議会 DX 調査、有識者研修前の勉強会等)
令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (木)	特別委員会全体会 研修 「大船渡市議会議員定数等検討委員会 報告書」について (令和 6 年 2 月作成版)
令和 7 年 2 月 6 日 (木)	「広報・広聴検討部会」 今後の取組について (2 月 13 日特別委員会全大会 事前学習、講師への質問事項整理)
令和 7 年 2 月 1 3 日 (木)	特別委員会全体会 研修 「議会改革の到達点と課題」 ～『住民自治の根幹』としての議会を作動させる～ 【講師 江藤 俊昭氏】
令和 7 年 5 月 1 9 日 (月)	幹事会 今後について
令和 7 年 5 月 2 3 日 (金)	特別委員会全体会 今後について

開催日	内 容
令和7年 6月 2日 (月)	「広報・広聴検討部会」 今後の取組について 広報広聴に関する問題点の洗い出し、先進地視察の検討 〔候補地：久慈市、奥州市、北上市、遠野市、一ノ関市、登米市、石巻市〕
令和7年 6月13日 (金)	幹事会 今後について
令和7年 6月24日 (火)	特別委員会全体会 今後について (各年度の取組ならびに(案)について)
令和7年 7月 7日 (月)	「広報・広聴検討部会」 広報広聴に係る問題点の洗い出し 行政視察について(行政視察先：久慈市議会、質問事項の確認)
令和7年 7月11日 (月)	特別委員会全体会 研修 「市民と歩む議会機能向上特別委員会」の取組について 【講師 江藤 俊昭氏】
令和7年 7月11日 (月)	「広報・広聴検討部会」 全体会の振返りについて 行政視察(久慈市議会)の質問事項確認
令和7年 8月 4日 (火)	「広報・広聴検討部会」 行政視察【久慈市議会】
令和7年 8月26日 (火)	「広報・広聴検討部会」 行政視察(久慈市議会)の振り返りについて・各委員意見交換
令和7年10月 9日 (木)	「広報・広聴検討部会」 行政視察について (遠野市議会への行政視察の行程確認、質問事項の取りまとめ)
令和7年10月31日 (金)	「広報・広聴検討部会」 行政視察【遠野市議会】
令和7年11月10日 (月)	幹事会 中間報告について
令和7年11月11日 (火)	「広報・広聴検討部会」 行政視察(遠野市議会)の振り返りについて・各委員意見交換
令和7年11月20日 (木)	「広報・広聴検討部会」中間報告について 広報、広聴、ICT、基本条例 4項目に絞った取組方針の議論 広報・広聴常任委員会の検討
令和7年12月 3日 (木)	幹事会 今後について
令和7年12月10日 (水)	「広報・広聴検討部会」 中間報告について (中間報告資料の最終調整、委員からの意見集約)
令和7年12月24日 (水)	特別委員会全体会 「中間報告プレゼンテーション」 各検討部会により 今後について
令和8年 1月27日 (火)	「広報・広聴検討部会」(活動項目を2人1組でブラッシュアップ) 「広報について」 森 委員・滝田副部長 「広聴について」 船砥委員・熊谷委員 「ICT推進について」 猪股委員・西風部長

開催日	内 容
令和8年 3月24日（火）	「広報・広聴検討部会」 「広報」「広聴」「ICT 推進について」の各担当からの説明 答申に向けた骨格づくりの方向性確認 今後の取組について
令和8年 4月 6日（月）	「広報・広聴検討部会」 今後の取組について 先進地視察の見送り決定 議会基本条例への広聴規定追加の方向性確認
令和8年 4月22日（水）	「広報・広聴検討部会」 今後の取組について 大船渡市議会基本条例の検討・常任委員会等確認 各議会基本条例の比較
令和8年 5月 8日（金）	「広報・広聴検討部会」 今後の取組について 広聴に関する条例案・大船渡市議会基本条例改訂案の検討、 第16条「議会広報」への広聴規定追加の協議
令和8年 5月18日（月）	「広報・広聴検討部会」 大船渡市議会基本条例の検証について （議会広報）第16条の次に、（議会広聴）第17条として整理を する方向でまとめることとする
令和8年 5月26日（火）	幹事会 今後について 特別委員会全体会に向けた今後のスケジュール等について
令和8年 5月28日（木）	「広報・広聴検討部会」 今後の取組について 議会基本条例の条文改定 案②のとおり（議会広報）第16条を（議会広報広聴）として、 第2項に広聴条文を掲載する
令和8年 6月10日（水）	「広報・広聴検討部会」 広報・広聴検討部会 vol.1 について 議会基本条例 第16条文改定案について
令和8年 6月15日（月）	幹事会 今後について 特別委員会全体会に向けた今後のスケジュールについて 市民懇談・パブリックコメントの実施について
令和8年 6月19日（金）	「広報・広聴検討部会」 広報・広聴検討部会 vol.2-01 について
令和8年 6月23日（火）	特別委員会全体会 今後について
令和8年 6月23日（火）	「広報・広聴検討部会」 広報・広聴検討部会 答申にむけた資料について vol.2-02
令和8年 7月 8日（水）	特別委員会全体会 今後について

第3章 調査活動

第1章「目的」基本的な考え方に基づく、4つのテーマについて調査活動に取り組んだ。

1-1. 広報について【役割】

(1) 議会の情報を届ける

審議の内容・決定事項・議会の活動状況を、正確にわかりやすく住民へ伝える。

(2) 議会への理解と関心を深める

議会や地方自治の仕組みを住民に丁寧に説明し、「議会が身近なもの」と感じてもらえるようにする。

(3) 住民の参加につなぐ

請願・陳情・意見書提出など、住民が議会へ声を届けるための制度や機会を、積極的に知らせる。

1-2. 【主な取り組み】

大船渡市議会が現在行なっている広報の主な取組は、以下の2点。

〈※SNSの発信・議会DX等は、ICT推進のカテゴリーとなる。〉

大船渡市議会だより発行規定（目的）

本市議会活動の状況を広く市民に伝えて、議会に対する理解と認識を深め、市民とともに市勢進展に寄与するため、大船渡市議会だよりを発行すること

(1) おおふなと市議会だより

おおふなと市議会だよりは、大船渡市議会の広報活動の中心であります。

大船渡市議会だより編集委員会が編集・発行を担い、発行規定に基づいて、定例会ごとに議会活動を市民全戸へ届けている。

現在の取組内容（編集委員会による発行）

- 市議会だより編集委員会が編集・発行を担当（編集委員会が主体）
- 年4回（定例会ごと）発行
- 改選時には臨時号を発行
- 定例会の内容・議会の活動等を掲載し、市内全戸に配布
- 市公式ホームページにも掲載

（２）請願・陳情制度の周知

住民が議会へ意見・要望を届けるための制度（請願・陳情・アンケート等）を積極的に周知することで、住民参加の機会を実質的に保障する。これは基本条例第３章「市民と議会の関係」の趣旨に基づく取組である。

周知の内容

- 請願・陳情の手続き・提出方法を議会だよりや窓口で案内
- 住民が「声を届ける方法がある」と知ることが、参加の第一歩
- 広報と広聴が一体となって機能することで、議会と住民の対話が実現する

1－3．【課題の抽出と整理】

以下の課題等は、当市議会だよりへの評価ではなく、全国の市議会が直面する広報上の共通課題を整理したもの。

議会だより編集委員会が主体となって発行に取り組んでいることを前提に、広報・広聴検討部会は、その活動をサポートする観点から課題を抽出し、改善の方向性を示すもの。

【課題１】 わかりやすさへの努力は続けているが、住民になかなか馴染まれていない

専門用語の言い換えや図解など、各市議会では工夫を重ねている。しかし、多くの市民にとって議会の内容は依然「難しい」「ピンとこない」と感じられやすく、さらなる伝え方の工夫が求められている。

【課題２】 若い世代へのアプローチ

紙の議会だよりは高齢層には届きやすい一方で、現役世代・若年層への到達率が低い傾向は多くの市議会に共通している。次世代の市民に、さらなるデジタルの活用により、議会を身近に感じてもらう工夫が求められている。

【課題３】 情報が届くタイミングが遅れやすい

年４回の定期発行では、会期間に情報の空白が生まれやすいため、デジタルによる補完は、ICT 推進の取組をさらに充実させる。

【課題４】 人手と予算が限られている

専任の広報担当者を置くことが難しく、議員・事務局の兼務で広報を担うケースが多い。限られたリソースの中で品質を維持・向上させる体制づくりが、各市議会の共通課題である。

【課題5】 広報と広聴を一体的に取り組む必要がある

広報（伝える）と広聴（聴く）は表裏一体である。

広聴で集めた住民の声・反応を次の広報の内容改善に活かす流れをつくることで、議会への関心と信頼が高まる。

広聴については、別カテゴリー「広聴」の取組として進める。

【課題6】 子ども・若者など多様な住民への配慮が十分でない

子ども・若者・外国籍住民・障害のある住民など、さまざまな人に届く広報の工夫は多くの市議会でも課題となっている。次世代の有権者・地域の担い手を育てる長期的な視点が必要となる。

1-4. 【改善点のとりまとめ】

改善策 1	伝わる言葉と見せ方に変える 【課題1】
	専門用語には注釈（用語解説）をつけ、写真・図表・イラストを活用して視覚的にわかりやすくする。 一般質問の解説記事を加えることで、住民が「自分ごと」として読める紙面をつくる。 → 目指す姿：「難しい」から「読んでわかる」へ
改善策 2	住民が手に取りたくなる紙面にする・タイトルを見直す 【課題1・2】
	「おおふなと市議会だより」のタイトル（ネーミング）を住民に親しみやすいものに見直し、リブランディングを図っていく。 「声の議会だより」（朗読ボランティア＋音声配信）も取り入れ、さまざまな住民に届く紙面をめざす。 → 目指す姿：「もらうだけ」から「読みたくなる」へ
改善策 3	市民が登場する参加型の広報にする 【課題1・5】
	「市民のひとこと」（実名・顔写真付き）を継続的に掲載する。 広聴で集めた住民の声を広報紙に反映させることで、広報と広聴を一体的に機能させる。 → 目指す姿：「議会から市民へ」から「市民とともに作る広報」へ

改善策 4	子ども・若者に議会を届ける（こども vs 議会） 【課題2・6】
	子どもにもわかる議会の解説資料「教えて！市議会のこと」の作成。 出前授業・高校生懇談会・表紙への中高生写真掲載など、次世代と議会をつなぐ取組を組織的に進めていく。 将来の有権者・まちの担い手を育てる長期的な投資である。 → 目指す姿：「大人だけの議会」から「みんなの議会」へ

改善策 5	広報と広聴を一体的に動かす仕組みをつくる 【課題5】
	請願・陳情制度の周知を広報紙に継続掲載するとともに、読者アンケートや意見募集で得た住民の声を次号の広報改善に活かすサイクルを整える。広聴との連携については別途「広聴」の取組として進める。 → 目指す姿：「伝えて終わり」から「聴いて・活かして・伝える」循環へ

改善策 6	広報の担い手・体制を整える 【課題4】
	広報を専門に担う組織の設置を検討するなかで、これまで以上に外部の知見や住民との協働も活用しながら、限られた人員・予算の中でさらに広報の質を高めていく。

改善策 7	やってみて・振り返る（PDCA サイクル） 【課題1・4】
	読者アンケート・配布部数・傍聴者数などで広報の効果を確認し、毎号改善につなげるサイクルを定着させる。住民から見た視点を常に取り込むことが品質向上の鍵である。

2-1. 広聴について【役割】

「広聴」とは、議会が市民の声を真摯に聴きとり、市政に活かすための活動である。

市民との対話を通じて議会への理解を深め、市民の意見を政策に反映させることを目的としている。

- 市民の声を直接聴く
- 議会の活動・審議内容を市民にわかりやすく報告する
- 出た意見を市政・政策に反映させる
- 市議会を身近に感じてもらう

2-2. 【主な取り組み】

大船渡市議会では、広聴活動の主要な場として議会報告会（市民のみなさんと語る会）を継続的に開催してきた。地方自治の本旨に基づき、市民への説明責任を果たすとともに、意見・要望を直接聴取する機会として位置づけている。

（1）議会報告会（市民のみなさんと語る会）

議員が議会の審議内容および活動状況を報告し、市民の皆さまと直接意見交換を行う場である。

議会報告会は、議会運営委員会が企画・運営を担い、大船渡市議会として活動を行っている。

開催場所	リアスホール（中心地） および 他地区 1ヶ所 計2ヶ所
開催頻度	年1回
参加者	どなたでも参加可能
主な内容	議会活動・審議内容の報告・常任委員会 所管事務調査報告 ／ 市民との意見交換 ／ 質疑応答

（2）常任委員会・特別委員会との意見交換会

各常任委員会・特別委員会が担当する政策分野のテーマに合わせ、市民や関係団体と意見交換を行う。

- 常任委員会の所管事務調査テーマに沿って、市民・団体から意見を聴取する
- 専門性の高い意見・要望を収集し、審議・政策立案の根拠として活用する

（3）地区要望の提出

大船渡市議会として年1回、市内各地区・各地域等からの要望を取りまとめ、市当局（市長・副市長・各担当部局）へ提出している。

2-3. 【課題の抽出と整理】

以下の課題は、全国の市議会が直面する議会報告会等広聴上の共通課題を整理したものである。議会運営委員会が主体となって議会報告会に取り組んでいることを前提に、広報・広聴検討部会はその活動をサポートする観点から課題を抽出し、改善の方向性を示す。

【課題1】 参加者の固定化・偏り

毎回参加される方が固定化しており、市民全体の声を幅広く拾えているとはいえない状況となっている。

特に若い世代・子育て中の方・現役で働いている世代からの参加が少なく、多様な市民の声が届きにくくなっている。

- 若年層・子育て世代・現役就労世代の参加が著しく少ない
- 特定の層のみが参加する「常連化」が進んでいる
- 時間的制約（平日・夜間ともに参加が難しい層がいる）

【課題2】 意見・要望のフィードバックが十分でない

市当局への要望提出という重要な機能がある一方で、提出後の経過や回答を市民に伝える仕組みは十分とは言えない状況にある。意見を聴くだけで終わる状態が続くと、参加意欲の継続につながりにくくなることが懸念される。

- 提出した要望への回答・対応経過が市民に伝わりにくい
- いただいた意見がその後の政策にどのように活かされているか伝わりにくい

【課題3】 開催形式のマンネリ

大規模一斉開催など、毎年同じ場所・同じ進め方で行われることが多く、参加の動機づけが弱まりやすい傾向にある。一方で、地域の重要テーマを常任委員会の所管事務調査で取り上げ、テーマ設定や運営の工夫により政策論議につなげられる可能性も示されている

- 報告が中心となる回があり、市民が主体的に話し合える場になりにくい
- 地域要望が直接陳情にとどまり、政策論議に発展しにくい回もある

【課題4】 議員のファシリテーション能力

報告会や意見交換会を実りある場にするためには、議員自身が会議を円滑に進行し、参加者の発言を引き出すファシリテーターとしての役割を担う必要がある。しかし、その能力向上の機会が十分に確保されていない。

- 参加者の意見を引き出し、議論を深める進行技術が求められる
- ファシリテーションに関する研修・学習の機会が不足している

【課題5】 事務負担の増大

議会報告会の回数が増えることによって、会場手配・会場運営・資料作成・設営・当日の記録整理等の事務作業が増大する。議員・事務局ともに負担が集中し、持続可能な運営の障壁となっている。

- 会場手配・設営・運営に要する手間が開催ごとに発生する
- 資料作成・当日の記録整理等の事務作業が事務局に集中しがち
- 回数増加に比例して負担が増大し、継続的な実施が困難になる

2-4. 【改善点のとりまとめ】

課題ごとに改善の方向性と具体的な取り組みを整理した。各施策は単独ではなく組み合わせで推進することで、より大きな効果が生まれる。

課 題	改善の方向性	具体的な取り組み
参加者の 固定化・偏り	参加者層を広げ 多様な 市民の声を 届ける	◇出前型の開催 ：議員が学校・職場・商工会議所・PTA・福祉施設などに出向く。少人数グループ（3名～）の依頼にも応じる ◇テーマを絞った意見交換会 ：子育て・防災・産業振興など特定テーマを設定し、関心層が参加しやすくする ◇議会カフェ（タウンホール型） ：地元のカフェや交流スペースでリラックスした雰囲気に対話する ◇出前授業との連携（議会だより等） ：中学校・高校への出前授業を通じ、若い世代が議会を身近に感じる機会をつくる ◇議会モニター制度
フィードバック 不足	意見を 「活かす」 仕組みをつくる	◇意見の分類・精査 ：報告会で出た意見を整理し、議会内の議論につなげる ◇常任委員会所管事務調査との連動 ：市民の声を質疑・政策立案の根拠として活用する

開催形式のマンネリ化	テーマ設定の工夫と小規模・多頻度型への転換を検討する	◇テーマ設定の工夫 ◇グループ討議・ワークショップ形式を活用しつつさまざまな手法を検討する ：一方通行の報告から双方向の対話へ ◇一斉開催から小規模・多頻度型へ ：開催の段階的転換を検討する
ファシリテーション能力の不足	議員のスキルを高める	◇ファシリテーション研修の実施 ：進行技術・対話の引き出し方などを学ぶ機会をつくる ◇先進議会への視察・研究 ：他市の優良事例から学ぶ ◇進行役のローテーションと実践的スキルの向上
事務負担の増大	効率化で負担を減らす	◇資料のデジタル化（ペーパーレス） ：デジタル化により準備の手間を削減する ◇委員会・議員・事務局の役割分担 ：役割を明確にし、負担を分散する
ICT 活用・DX 推進	デジタルで参加の壁を下げる	◇オンライン開催の導入 ：遠隔地や移動困難な方もリアルタイムで参加できる環境を整える ◇SNS・市議会 HP の活用強化 ：開催告知・報告内容を発信する ◇QR コード・アンケートツールの活用 ：気軽に意見を出してもらう仕組みを整える

3-1. ICT の推進について【役割】

議会の ICT 活用は、単なるデジタル化ではなく、議会の透明性・効率性を高め、住民が参加しやすい環境をつくるための取組である。

広報・広聴部会では、現状の取り組みを整理しながら課題を明らかにし、改善策を協議・まとめることを目的とする。

目指す3つの方向

- ① 議会運営の効率化
ペーパーレス化・資料共有のデジタル化・会議の生産性向上
- ② 情報公開と透明性の向上
動画配信・SNS 活用・会議録の整備など、情報を広く発信する
- ③ 住民参加の拡大
オンライン傍聴・意見募集など、住民が関わりやすい仕組みをつくる

3-2. 【主な取り組み】

(1) 議会 DX の取組状況

大船渡市議会では、以下のとおり ICT 化が進んでいる。ただし、活用ルールづくりや運用の定着はこれからの段階である。

タブレット端末・電子資料配信

ツール・取り組み	現状	課題
タブレット端末	議員全員に配布・活用中	操作スキルに差があり、さらに使いこなす取り組みが必要ある。
電子資料配信 (SideBooks 等)	会議資料を SideBooks で電子配信しています	ペーパーレス化は途中で、予算・決算資料は紙との併用が続いている。
グループウェア (LINE Works)	議員・事務局間の連絡、情報共有に活用しています	使い方のルールを統一し、全員が使いこなせる環境づくりが必要である。

オンライン・Web 会議

ツール・取り組み	現状	課題
オンライン Web 会議 (TEAMS)	TEAMS の利用を決定	Web 会議のまだ実施されておらず、利用ルールと基本的な使い方を決めることが必要である。
YouTube 動画配信	本会議などの動画を YouTube で配信しています	視聴者数の拡大・アーカイブ整備・住民への広報強化が課題となる。
オンライン傍聴	未整備	遠方の住民や子育て世代が参加しやすい仕組みの検討が必要となる。
会議録の オンライン公開	HP に掲載しています (更新通知なし)	住民への更新通知と検索できる仕組みを整えることが必要となる。

※TEAMS による Web 会議を始める前に、共通の使い方と利用ルールをあらかじめ決めておくこと。

議場内システム

システム	整備状況	活用・効果
議場採決システム	設置済み	採決の可視化・記録の正確化 ペーパーレス採決に対応
インターネット中継 (YouTube) 配信設備	設置済み	本会議のライブ配信 アーカイブ配信 (アーカイブ配信により、住民がいつでも議会を視聴できる)
議場オンラインシステム	設置済み	オンラインでの議会参加 オンライン傍聴などハイブリッド型議会の基盤となる設備整備
発言字幕表示システム	設置済み	議場での発言をリアルタイムで字幕表示する (聴覚障害のある方や傍聴者のバリアフリー化に対応)

(2) 議会事務局の情報発信の現状

議会事務局は、ホームページ（HP）・ライン（LINE）・X の3つの媒体を使って情報発信している。

会議の種類ごとに使う媒体と掲載のタイミングが決まっている。

会議・発信対象	発信媒体	掲載時期	備考
定例会	HP	議会運営委員会終了後	
定例会	LINE、X	開催の2日前	
全員協議会	LINE、X	開催の2日前	協議事項も掲載
特別委員会の全体会	X	全体会終了後	
議会報告会	HP、LINE、X	担当の起案決裁後	
議会日程	HP	月曜日に2週間分	
会議録	HP	会議録センターからの校了後	更新の通知はなし

※LINE・X は市の運用により開催2日前に掲載。

議会報告会は参加申込があるため起案決裁後に掲載。

3-3. 【課題の抽出と整理】

（１）各ツールの活用レベルに差がある（タブレット・LINE Works・SideBooks）

- ①導入は済んでいるが、議員によって活用レベルに差がある
- ②SideBooks・LINE Works の活用ルールが統一されていない
- ③TEAMS の Web 会議はまだ実施していない
- ④YouTube は配信を始めているが、視聴者数の拡大と広報強化が課題

（２）SNS 発信のルールと体制が整っていない

- ①ライン・X の発信が市の運用に依存しており、議会独自でコントロールしにくい
- ②特別委員会の全体会は X のみ発信で、X 未利用者に情報が届かない
- ③SNS 発信のルール・担当者・決裁手順が決まっていない
- ④発信効果（フォロワー数・閲覧数など）を測っていない

参考：遠野市議会では Facebook 投稿のルールを明確にし、事務局内の決裁手順を整えて安定運用を実現している

（３）推進体制がない

- ①ICT 推進を担当する組織・作業部会がなく、取り組みが進みにくい
- ②ICT 推進計画（ロードマップ）が未策定で、取り組みがバラバラになりやすい
- ③市（行政）との連携・協議の場がない

（４）住民が参加しにくい・情報が届きにくい

- ①オンライン傍聴や意見提出の仕組みがない
- ②会議録の更新通知がなく、住民がタイムリーに確認しにくい
- ③高齢者・視覚障害者・子育て世代など多様な住民への情報手段が限られている

参考：遠野市議会の「声の議会だより（YouTube 音声配信）」は多様な住民への情報発信の参考になった

（５）取り組みの効果を測っていない

- ①YouTube 視聴数・SNS リーチ数・LINE Works 利用率などの目標値（KPI）がない
- ②取り組みの効果を数字で示せないため、改善の根拠をつくりにくい

3-4. 【改善点のとりまとめ】

(1) 領域の整理

目指す3つの方向を基に（3-1 役割）領域を整理します

領域	取り組み内容	整えること（要協議）
(1) 議会運営の デジタル化	○議場システム（採決・配信・オンライン）の有効活用 ○タブレット+SideBooks・LINE Works でペーパーレス化を推進 ○議場スクリーン活用（一般質問の配布資料等をなくす） ○LINE Works・TEAMS 等で情報共有を	◇LINE Works・TEAMS・SideBooks の利用ルールをわかりやすく明文化する ◇TEAMS によるオンライン Web 会議の運用ルール等を整え、運用方法を示す ◇議場スクリーンの活用についての確認、整理 ◇全議員向け研修・サポート体制を整える ◇ICT 推進を担当する作業部会等の運用を検討 ◇ICT 推進計画ロードマップの策定等
(2) 情報公開・ 透明性の強化	○YouTube 配信のアーカイブ整備と広報強化 ○LINE・X でタイムリーな情報発信 ○会議録の検索整備と更新通知の実施 ○「声の議会だより」（朗読音声 YouTube 配信）の導入	◇YouTube・SNS の発信効果 KPI（視聴数・フォロワー数）の設定等を検討 ◇取組の効果を数字化、改善の根拠を整理 ◇市の運用に依存しない独自の発信体制の調査・検討 ◇SNS 投稿内容の範囲・担当者・決裁手順等の確認整理 ◇朗読音声 YouTube 配信について議会だより編集委員会と情報共有し、確認、整理
(3) 住民参加の デジタル化	○オンライン傍聴・意見提出の仕組みを整備 ○会議録の PDF 化・テキスト検索機能を整備	◇オンライン傍聴システムの調査研究を進める ◇会議録更新の SNS 通知の仕組みを整える

(2) 段階の整理

課題への対応を、短期、中期、長期の3段階で整理する。

短期（1年以内）：ルール等整備		
取り組み	具体的な内容	参考
ペーパーレス化のさらなる推進	タブレット＋SideBooksの活用ルールを統一し、紙資料の削減を進める	
各ツール利用ルールの統一 研修、サポートの実施	LINE Works・SideBooksの利用ルール 全議員を対象に継続研修と個別サポートを実施する	
一般質問のデータ化・見せ方	議場スクリーンの活用	配布資料ペーパーレス
オンライン会議	Web会議（TEAMS等）の利活用	
中期（2～3年）：体制の確立・委員会オンライン化・配信強化		
取り組み	具体的な内容	参考
推進体制の確立	「ICT作業部会」を設置し、ICT推進基本計画（ロードマップ）を策定する	遠野市：特別委員会が 申入れ→検討会議設置
委員会のオンライン化・ハイブリッド化	Web会議（TEAMS等）を委員会・全体会へ展開する	大和市：ハイブリッド 型議会報告会（オンライン＋対面）を試行
会議録の更新通知	HP更新時にライン・Xで通知し、住民が更新に気づける仕組みをつくる	
「声の議会だより」の導入	議会だよりの朗読音声 You Tube で配信する（視覚障害者・多忙な方向け）	遠野市：声の議会だよりを You Tube で配信
本会議等、配信の強化	You Tube 配信のアーカイブ整備・広報強化・KPI（視聴数等）を設定する	
長期（3～5年）：KPI等の設定・住民参加の強化・総合的な展開		
取り組み	具体的な内容	
KPI設定と測定開始	You Tube 視聴数・SNSリーチ数・LINE Works 利用率などのKPIを設定し定期測定を始める	
住民との双方向コミュニケーション強化	オンライン意見収集の拡充など、住民と議会の対話の場を広げる	住民との双方向コミュニケーション強化
住民参加型オンライン意見募集	オンライン傍聴のシステムを導入する スマートフォンから意見を送れる仕組みを整える	住民参加型オンライン意見募集
他議会との広域連携	遠野市議会等との合同研修・情報共有プラットフォームの構築	
災害時ICT活用	災害対応・安否確認・情報伝達をICTで対応できる仕組みを整備する	

4-1. 市議会基本条例（広聴）について

（1）改正を要する背景

大船渡市議会基本条例は、東日本大震災からの復興を誓い、平成 28 年 12 月 20 日（条例第 50 号）に制定されたものである。その後約 10 年が経過し、議会を取り巻く環境は大きく変わっている。

これまで第 16 条は、議会から市民への情報発信（広報）のみを定めてきたが、今日の地方議会には、市民の声を積極的に聴いて政策に活かす「広聴」の取組が求められている。

- ① デジタル社会の進展
- ② 人口減少・少子高齢化の進行
- ③ 地方分権の深化
- ④ 議会改革の全国的な広がり
- ⑤ 東日本大震災の教訓
- ⑥ 議会への信頼を高めるために

これらの背景を踏まえ、条例第 16 条の条名を「議会広報」から「議会広報広聴」に改め、広聴規定を第 2 項として加えることが妥当であると捉えている。

（2）改正案の大船渡市議会基本条例における位置づけ

第 16 条は、大船渡市議会基本条例第 5 章「議会機能の強化」に属する条文であり、議会と市民をつなぐ広報活動の根拠を定めてきた。一方、大船渡市議会基本条例の第 3 章は「市民と議会の関係」を定めており、情報の公開・共有、市民参加の推進など、市民と議会のつながり方の基本方針が置かれている。

第 16 条の広報規定は、第 3 章の精神を第 5 章において具体化したものといえる。

（3）改正の趣旨

これまで第 16 条は、議会から市民への情報発信（広報紙の発行や多様な媒体の活用）しか定めていなかった。しかし議会の役割は、情報を伝えるだけでなく、市民の声を聴いて政策に活かすことにもある。

第 2 項を新たに加えることで、市民の意見や要望を積極的に集め、議会活動に取り入れていくことが、条例上の取組みとして明確になる。広報（伝える）と広聴（聴く）の両方を条例に定めることで、市民と議会が双方向でつながる関係をつくっていくことができる。

(4) 改正の要点

条名を「議会広報」から「議会広報広聴」に改め、現行条文（情報発信）を第1項として残したうえで、市民の声を聴く「広聴」の規定を第2項として新たに加える。

現 行	改 正 案
第16条（議会広報）	第16条（議会広報広聴）
議会は、広報紙を発行し、その内容の充実を図るとともに、多様な広報媒体を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	1 議会は、広報紙を発行し、その内容の充実を図るとともに、多様な広報媒体を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。 2 議会は、市民の意見、要望及び提言を積極的に把握するとともに、市民が議会活動に参加できる機会を提供するなど、双方向のコミュニケーションを通じた議会広聴活動に努めるものとする。

大船渡市議会基本条例 第16条改正案

◎ 改正案 第16条（議会広報広聴）

第16条（議会広報広聴）

1 議会は、広報紙を発行し、その内容の充実を図るとともに、多様な広報媒体を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

2 議会は、市民の意見、要望及び提言を積極的に把握するとともに、市民が議会活動に参加できる機会を提供するなど、双方向のコミュニケーションを通じた議会広聴活動に努めるものとする。

第4章 総括

本報告書（案）は、「市民と歩む議会機能向上特別委員会」の広報・広聴検討部会が、SNS 発信・議会 DX の推進、議会報告会の開催方法、大船渡市議会基本条例の改訂の3点について検討し、取りまとめたものである。本部会ではこれらをもとに、「広報」「広聴」「ICT（デジタル）の活用」「議会基本条例の見直し」という4つのテーマに分類し、調査と議論を重ねてきた。

現在、社会のデジタル化や高齢化、市民ニーズの多様化に伴い、新たな議会のあり方が求められている。4つのテーマに共通するのは、従来の「議会から市民に伝える」広報から、「市民の声を聴いて活かす」広報・広聴への転換である。調査の過程においては、「専門用語の難しさ」「若年世代へのアプローチ不足」「人手や予算が足りない」といった共通の課題が見えてきた。

これらの課題を解決するため、今後は次のように取組を進めていく。

広報については、「内容が難しい、若い世代に届きにくい」という課題に対し、分かりやすい紙面づくりや「声の議会だより」の導入などを進め、「市民とともに作る広報」を目指す。

広聴については、「市民のみなさんと語る会」における参加者の固定化を解消するため、出前型の開催やオンライン参加を導入し、より多くの市民が参加しやすい環境を整えていく。

ICT（デジタル）の活用については、導入済みのタブレット端末や YouTube 配信について、運用のルール化や効果検証の仕組みを整え、短期・中期・長期の3段階に分けて計画的に推進する。

議会基本条例の見直しについては、第16条に「市民の声を聴く」という広聴規定を新しく加え、条名も「議会広報広聴」に改める改訂（案）を提示する。

なお、検討部会の協議の過程では、広報・広聴常任委員会の設置についても検討の対象となった。本部会としては、今回の条例改正をもって広聴機能の基盤を整えることを優先し、今後さらに検討を重ねていくべき課題として位置づけることとした。

今後は、本条例改正の先にある「市民の声が常に議会へ届き、確実に政策へと反映される議会」の実現を見据え、広報広聴活動の抜本的な強化に努めていく。広く市民の皆様の多様な意見を真摯に聴き取り、時代の変化に迅速かつ柔軟に即応した「不断の議会機能向上と持続的な改革」に邁進していく。